

王寺町地域防災計画

資 料 編

王寺町防災会議

目 次

1 気象関係

大和川水系の主要河川一覧	1-1
町の災害履歴.....	1-1
【風水害】	1-1
【地震被害】	1-4

2 通信関係

王寺町の災害時優先電話	2-1
王寺町防災行政無線固定局一覧表	2-2
県防災統括室の連絡先.....	2-3
防災関係機関.....	2-3
指定地方行政機関.....	2-3
指定公共機関.....	2-4
協力要請項目.....	2-4

3 防災上注意すべき区域等

土砂災害警戒区域.....	3-1
【急傾斜地の崩壊】	3-1
【土石流】	3-3
【地滑り】	3-4
土砂災害危険箇所.....	3-5
【土石流危険渓流】	3-5
【地すべり危険箇所】	3-5
【急傾斜地崩壊危険箇所】	3-6
防災重点ため池.....	3-7
大臣管理区間（大和川）の重要水防箇所	3-8
県管理河川重要水防箇所一覧	3-9
指定可燃物の品名と指定数量	3-9
危険物施設.....	3-10

4 消防水防関係

王寺町の防火水槽.....	4-1
大和川流域総合治水対策	4-4
【実施済対策事業】	4-4
雨水貯留浸透施設.....	4-4
ため池治水利用施設.....	4-4
【貯留対策進捗状況】	4-4
水位観測所と雨量観測所	4-5
備蓄保管量.....	4-6
【特殊器具等保有状況】	4-6
【備蓄物資】	4-7

5 要配慮者利用施設

医療機関.....	5-1
診療機関（歯科）	5-3
高齢者福祉関連施設.....	5-4

障害者福祉関連施設	5-5
私立保育所等	5-6
町立幼稚園	5-6
町立小学校	5-6
町立中学校	5-7
町立義務教育学校	5-7
県立高等学校	5-7

6 避難所等

指定緊急避難場所	6-1
指定避難所	6-2

7 避難勧告及び避難指示（緊急）

警戒区域の設定、退去命令	7-1
警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）、警戒レベル4（避難指示（緊急））、警戒レベル5（災害発生情報）の発令	7-2
避難情報の判断基準（河川の氾濫の場合）	7-3
避難情報の判断基準（土砂災害の場合）	7-5

8 災害救助法関連

被害状況判定基準	8-1
「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	8-3

9 協定関係

災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定	9-1
災害時における奈良県市町村相互応援に関する実施細目	9-3
阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定	9-5
奈良県水道災害相互応援に関する協定	9-7
災害発生時における日本水道協会関西支部地方支部内の相互応援に関する協定	9-8
奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書	9-13
王寺町災害時応援協定締結事業所	9-17

10 様式関係

被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報）	10-1
別紙1 被害状況詳細報告	10-2
別紙2-1 避難の状況	10-3
別紙2-2 避難指示（緊急）等の発令状況	10-4
第2号様式（特定の事故）	10-5
第4号様式（その1）	10-6
第4号様式（その2）	10-7
第3号様式「災害年報（県提出用）」	10-9

1 気象関係

大和川水系の主要河川一覧

河 川 名	延長 (m)	上 流 端
大和川水系	591,877	(総 延 長)
大 和 川	42,371	桜井市大字小夫地先
曾 我 川	26,896	御所市大字重坂
寺 川	23,270	桜井市大字鹿路
葛 城 川	23,246	御所市大字鴨神
飛 鳥 川	22,296	高市郡明日香村大字栢森
富 雄 川	21,614	生駒市高山町
佐 保 川	14,823	奈良市中の川町
葛 下 川	14,740	葛城市大字南今市
竜 田 川	13,239	生駒市俵口町
高 田 川	13,045	葛城市大字南藤井
布 留 川	11,220	天理市苅原町字下代
岩 井 川	10,150	奈良市紀事町字中谷

町の災害履歴

【風水害】

年月日	種別・名称	被害状況
1899(明治32)年10月6日	水 害	台風により王寺で降水量 160.5mm
1903(明治36)年7月9日	洪 水 (地すべり)	梅雨により王寺で降水量 189.5mm 亀の瀬の地すべりで河道隆起 久度、藤井地区浸水
1907(明治40)年2月11日	大 雪	王寺で積雪量 14.7mm
1911(明治44)年6月16日	洪 水	王寺で降水量 99.0mm
1912(大正元)年9月23日	暴風雨	王寺で降水量 125.6mm、大和川は水害を免れる
1917(大正6)年9月30日	暴風雨	王寺で降水量 210.3mm、大洪水
1918(大正7)年9月24日	洪 水	北葛城郡で道路決壊4箇所、橋梁流出2箇所、堤防決壊17箇所、床下浸水20戸、田畑浸水70町歩
1921(大正10)年9月25日	暴風雨	北葛城郡の家屋、小屋破損甚大
1927(昭和2)年6～8月	かんばつ	水不足、ウンカ等病虫害
1930(昭和5)年7月31日	豪 雨	王寺で降水量 249mm 北葛城郡で家屋浸水10棟、堤防及び道路決壊3箇所、 田畑浸水160町、橋梁流出1箇所
1931(昭和6)年2月10日	大 雪	王寺で積雪量 17.2 cm
1932(昭和7)年235日間	浸 水 (地すべり)	堅上村峠の地すべりにより藤井地区浸水 関西本線トンネル埋没、汽車不通

年月日	種別・名称	被害状況
1934(昭和9)年9月21日	室戸台風	王寺人畜家屋の被害なし、果樹園に被害大
1936(昭和11)年2月21日	河内大和地震	震源二上山付近。八木で震度5 近年、大和川断層の活動であると指摘されている。 死者大阪府8人、奈良県1人、家屋全半壊148戸 竜田署管内で学校損傷3箇所、家屋倒壊1棟、家屋損傷261棟、亀裂12箇所、灯籠及び石碑倒壊333箇所
1946(昭和21)年3月10日	大雪	王寺の積雪20.0cm、立木、電線の被害のみ
1947(昭和22)年6～8月	かんばつ	8月の王寺降水量61.1mm、旱害
1950(昭和25)年9月3日	ジェット台風	戦争による森林山河・家屋補修放棄のため、被害大
1951(昭和26)年2月14日	大雪	橿原で積雪29cm、交通・通信・電力に大災害
1952(昭和27)年6・7月	連続豪雨	6月23日王寺の降水量172.0mm 大和川最高水位4.60m(警戒水位は4.08m) 次いで7月10～11日に王寺の降水量140.0mm
1953(昭和28)年9月25日	台風13号	県内では東吉野地方と奈良市法蓮で被害大
1959(昭和34)年9月26日	台風	町全域で被害、半壊家屋2戸
1960(昭和35)年6月22日	豪雨	久度で浸水家屋20戸、田畑冠水5ha、道路損壊
1961(昭和36)年9月16日	第2室戸台風	町全域で被害、全壊8戸、半壊24戸、非住家損壊36戸、救助法適用
1965(昭和40)年9月17日	台風	半壊2戸、一部損壊41戸
1966(昭和41)年7月1日～2日	豪雨	王寺、久度、床上浸水4戸、床下浸水7戸
1967(昭和42)年7月9日	豪雨(地すべり)	本町、久度、王寺、床下浸水102戸 亀の瀬で地すべり、当町避難連絡体制、国道不通
1968(昭和43)年7月6日	豪雨	町全域で被害、床上浸水20戸、床下浸水400戸 堤防決壊2、崖崩れ6箇所
1968(昭和43)年7月16日	豪雨	本町、元町、畠田、浸水家屋100戸 田畑冠水200ha、堤防決壊2箇所
1969(昭和44)年7月5日	豪雨	町全域で被害、床下浸水30戸、田畑冠水5ha
1971(昭和46)年6月7日	豪雨	元町、全壊1戸、一部損壊1戸、山崩れ
1971(昭和46)年9月26日	台風	本町、元町、床下浸水10戸、田畑冠水3ha
1972(昭和47)年9月17日	台風	元町、床下浸水5戸、田畑冠水10ha
1979(昭和54)年6月27日～29日	豪雨	町全域で被害 床上浸水20戸、床下浸水70戸、田畑冠水40ha
1982(昭和57)年8月1日～3日	台風10号とその後の豪雨	葛下川が鎌窪橋(王寺2丁目)付近右岸で2度溢水 全壊66戸、半壊174戸、床上浸水1445戸、床下浸水272戸、救助法適用
1988(昭和63)年8月18日	集中豪雨	本町4丁目、畠田4丁目で床下浸水
1991(平成3)年8月24日	大雨	久度1～3丁目、舟戸1丁目で床上浸水4戸、床下浸水91戸
1992(平成4)年7月5日	大雨	土砂崩れ13件、床下浸水2戸

年月日	種別・名称	被害状況
1995(平成7)年5月12日	大雨	本町3丁目で1.5m ² の土砂崩れ等被害3件
1995(平成7)年7月4日	大雨	王寺2丁目「王寺ファミリー」地下食料品売場浸水のほか、大和川ふれあい広場冠水、駐車場浸水2件の計4件
1997(平成9)年8月7日	大雨	久度1～3丁目、本町2丁目で床下浸水23戸、マンション地下浸水1件
1998(平成10)年8月27日	豪雨	元町2丁目で床下浸水3戸
1998(平成10)年9月22日	台風7号(風害)	住宅の一部破壊が66戸 幼稚園園舎2箇所破損、小学校校舎1箇所破損 道路6箇所破損、し尿中継基地1箇所破損 鉄道不通5箇所、電話通話不能200回線 電気供給停止100戸、ブロック塀崩れ1箇所
1999(平成11)年6月27日	大雨	本町2丁目、畠田4～5丁目、畠田7丁目で床下浸水14戸、道路陥没2箇所、法面崩れ4箇所
1999(平成11)年8月11日	大雨	本町2丁目、畠田4～5丁目、元町2丁目で床下浸水14戸、土砂崩れ30箇所
2013(平成25)年6月26日	大雨	国道25号路肩一部崩落
2014(平成26)年8月9日	台風11号	避難準備情報発表
2017(平成29)年 10月22日～23日	台風21号	大和川、葛下川が複数点で溢水。 本町1・2丁目、元町2丁目、藤井1・2丁目、王寺1丁目、葛下2丁目で床上浸水30戸、床下浸水66戸、藤井3丁目で土石流1箇所 グランデージ王寺にて河道洗掘 大和川王寺観測所過去最高水位(8.14m)記録 大和川藤井観測所計測不能水位(10.16m以上)到達 葛下川薬井観測所過去最高水位(5.41m)記録 総雨量217mm、避難者約1,600名
2018(平成30)年 7月5日～6日	大雨(梅雨前線)	藤井、水路閉鎖による溢水、墓地周辺山林の崩落、藤井墓地の陥没、耕作地崩落1件 本町、耕作地崩落1件 元町、土砂災害警戒区域の倒木 畠田、耕作地崩落2件
2018(平成30)年 9月4日～5日	台風21号	避難準備・高齢者等避難開始発令 突風被害、倒木2件、店舗看板、トタン屋根等損壊

【地震被害】

過去の記録にある町に影響のあった地震災害

年 月 日	種別・名称	被害状況
1936(昭和 11)年 2 月 21 日	河内大和 地震	震源二上山付近、八木で震度 5 大和川断層の活動であることが近年いわれてきた。 死者大阪府 8 人、奈良県 1 人、家屋全半壊 148 戸 竜田署管内で学校損傷 3、家屋倒壊 1、家屋損傷 261、 亀裂 12、灯籠及び石碑倒壊 333

町付近が震源の直下型地震の履歴

年月日	震 源	マグニチュード	被害状況
1494 年 6 月 19 日	現三郷町	6.0	東大寺・興福寺・薬師寺・法華寺・西大寺破損 郡山矢田庄の民家多く破損 余震翌年に及ぶ。5 月中連日余震
1510 年 9 月 21 日	現八尾市	6.8	藤井寺・常光寺等潰れる。 大阪で潰死者あり、奈良での被害は小さい。
1596 年 9 月 5 日	現東大阪 市	7.5	京都三条より伏見の間で被害が最も多く、伏見城 天守大破、約 600 人圧死 諸寺民家の倒壊死傷多し、堺で死者 600 人 奈良では興福寺・唐招提寺・法華寺・海龍王寺で 大被害、般若寺十三重塔上部落下
1936 年 2 月 21 日	現河合町	6.4	死者大阪府 8 人、奈良県 1 人 家屋全半壊 148 戸、崖崩れ 法隆寺・唐招提寺・薬師寺で土塀損傷 八木で震度 5 大和川断層の活動

2 通信関係

王寺町の災害時優先電話

(令和3年3月現在)

設 置 場 所		電話番号
王 寺 町 役 場	王寺町王寺2-1-23	0745-73-2001
王 寺 町 役 場	王寺町王寺2-1-23	0745-73-2002
王 寺 町 役 場	王寺町王寺2-1-23	0745-73-2003
王 寺 町 役 場	王寺町王寺2-1-23	0745-73-2004
王 寺 町 役 場	王寺町王寺2-1-23	0745-73-2005
王 寺 町 役 場 (2 階 F A X)	王寺町王寺2-1-23	0745-32-6447
第 1 分 団 屯 所	王寺町久度1-9-8	0745-72-2072
第 2 分 団 屯 所	王寺町本町2-7-21	0745-73-2556
第 3 分 団 屯 所	王寺町元町1-7	0745-32-7106
第 4 分 団 屯 所	王寺町藤井2-2-4	0745-32-7107
第 5 分 団 屯 所	王寺町畠田4-19	0745-32-7108
清 掃 事 務 所	王寺町王寺1-12	0745-73-2518
王 寺 ア リ ー ナ	王寺町王寺1-1-1	0745-72-1033
王 寺 幼 稚 園	王寺町本町5-4-1	0745-72-5752
王 寺 北 幼 稚 園	王寺町舟戸3-7-10	0745-73-0715
王 寺 南 幼 稚 園	王寺町明神2-12-1	0745-72-6555
王 寺 小 学 校	王寺町本町2-6-16	0745-72-2796
王 寺 北 小 学 校	王寺町舟戸3-7-18	0745-73-0722
王 寺 南 小 学 校	王寺町太子2-1-30	0745-32-8102
王 寺 中 学 校	王寺町本町1-20-45	0745-72-4651
王 寺 南 中 学 校	王寺町畠田9-1703	0745-32-5959
い ず み ス ク エ ア	王寺町本町4-645-1	0745-72-1800
文 化 福 祉 セ ン タ ー	王寺町畠田9-1608	0745-32-5201
や わ ら ぎ 会 館	王寺町王寺2-1-18	0745-31-5555
地 域 交 流 セ ン タ ー	王寺町久度2-2-1-501	0745-33-3000
上 下 水 道 課	王寺町王寺2-1-18	0745-73-2568 0745-32-8899

王寺町防災行政無線固定局一覧表

受信所番号	設 置 先	設 置 住 所
0	王寺町役場	王寺2丁目1番23号
1	やわらぎ会館	王寺2丁目1番18号
2	中央公民館	久度2丁目17番21号
3	りーべる王寺東館屋上	久度2丁目2番1号
4	久度神社児童公園	久度4丁目3291番地1
5	パラソフィーナセシリア王寺	久度5丁目3番48号
6	舟戸新町児童公園	舟戸2丁目4204番地10
7	舟戸山公民館西側	舟戸3丁目3番12号先
8	王寺北小学校	舟戸3丁目7番18号
9	王寺西公園	王寺2丁目6005番地
10	的場樋門	王寺3丁目1番地
11	ハーティネス王寺	久度1丁目14番13号
12	王寺小学校	本町2丁目6番16号
13	片岡台	本町3丁目2番地先
14	葛下4丁目	葛下4丁目198番地先
15	いずみスクエア	本町4丁目645番地の1
16	王寺幼稚園	本町5丁目4番1号
17	王寺町水道局	元町1丁目9番地先
18	大田口公民館斜前	元町2丁目4番地先
19	元町2丁目交差点	元町2丁目20番地先
20	藤井1丁目	藤井1丁目180番地先
21	グランデージ王寺	藤井2丁目1番7号
22	せせらぎ公園南側	畠田3丁目12番地先
23	緑ヶ丘内	畠田5丁目18番地先
24	緑ヶ丘入口	畠田6丁目2番地先
25	ファラオ大和	畠田8丁目1492番地1
26	文化福祉センター	畠田9丁目1608番地
27	太子1丁目公園	太子1丁目808番地242
28	太子3丁目公園	太子3丁目893番地132
29	明神2丁目公園	明神2丁目804番地224
30	明神4丁目公園	明神4丁目881番地300
31	南元町1丁目公園	南元町1丁目2525番地173
32	南元町2丁目第1公園	南元町2丁目2630番地32
33	明神山自然の森	畠田2638番地

県防災統括室の連絡先

県 防 災 統 括 室	
代 表 電 話	0742-22-1101
直 通 電 話	0742-27 -8425 (防災企画係) -7006 (危機対策係) -8456 (防災施設・自衛隊誘致係)
N T T F A X	0742-23-9244
県防災通信ネットワーク	TN-111 -9009 (防災企画係) -9010 (危機対策係) -9011 (防災施設・自衛隊誘致係) -9100・9101 (災害対策本部室) -9110 (災害対策スタッフ室)
県防災行政無線 F A X	TN-111-9210
宿 日 直 室	0742-27-8944

※TN：地上回線選択番号（83）、衛星回線選択番号（84）

防災関係機関

名 称	電 話	F A X
高田土木事務所	0745 - 52 - 6144	0745-25-0480
奈良県水防本部(河川整備課)	0742 - 27 - 7503	0742-22-1399
奈良県広域消防組合(西和消防署)	0745 - 73 - 1001	0745-72-1009
奈良県警察西和警察署（地域課）	0745 - 72 - 0110	
王寺交番（北葛城郡王寺町王寺）	0745 - 72 - 2028	
王寺駅前交番（北葛城郡王寺町久度）	0745 - 72 - 4970	
美しヶ丘駐在所（王寺町明神）	0745 - 32 - 4134	
奈良地方気象台	0742 - 22 - 2556	0742-22-2543
自衛隊大久保駐屯地第4施設団	0774 - 44 - 0001	

指定地方行政機関

名 称	電 話	F A X
奈良農政事務所	0742-32-1870	0742-36-2985
近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所	0742-53-1500	0742-53-1502
近畿地方整備局	06-6942-1141	06-6943-1629
近畿地方整備局 大和川河川事務所	072-971-1381	072-973-1480
近畿地方整備局 奈良国道事務所	0742-33-1391	
王寺郵便局	0745-73-7179	

指定公共機関

名 称	連 絡 先	F A X
西日本電信電話株式会社奈良支店(災害対策室)	0742-23-9517	
関西電力送配電株式会社	0800-777-3081	
大阪ガス株式会社	0120-5-19424	

協力要請項目

要 請 内 容	連 絡 先	電話番号
① 自衛隊の派遣	県 防 災 統 括 室	0742-27-7006
② 車両借上げ・斡旋	県 防 災 統 括 室	0742-27-7006
③ 救援物資補給、斡旋、輸送	県 防 災 統 括 室	0742-27-7006
④ ゴミ、し尿処理後方応援	県 廃 棄 物 対 策 課	0742-27-8746
⑤ 被災建築物応急危険度判定	県 建 築 安 全 推 進 課	0742-27-7561
⑥ 被災宅地危険度判定	県 建 築 安 全 推 進 課	0742-27-7573
⑦ 学用品の調達	県 学 校 教 育 課	0742-27-9849
⑧ 文化財の被害調査と修理	県 文 化 財 保 存 課	0742-27-9864
⑨ 仮設住宅設置と住宅応急修理	県住まいまちづくり課	0742-27-7539
⑩ 県救護班の派遣	県 中 和 保 健 所	0744-48-3030
⑪ 防疫措置	県 中 和 保 健 所	0744-48-3030
⑫ 広域航空消防の応援	県 防 災 航 空 隊	0742-81-0399
⑬ ボランティアの応援	奈 良 県 社 会 会 福 祉 協 議 会	0744-29-0100
⑭ 国・県道の 障害物の除去及び復旧要請	奈 良 国 道 事 務 所 県 高 田 土 木 事 務 所	0742-33-1391 0745-52-6144
⑮ 障害物除去機材借上げ・斡旋	県 高 田 土 木 事 務 所	0745-52-6144

① ～⑨県庁各課はダイヤルイン（代表番号 0742-22-1101 からの連絡も可）

3 防災上注意すべき区域等

土砂災害警戒区域

(いずれの区域内にも、保全対象となる災害時用配慮者施設等及び避難所は無し)

【急傾斜地の崩壊】

区域番号	所在地	区域面積 (ha)	人家戸数	避難先 指定緊急避難場所
		危害のおそれのある土地の状況		
		著しい危害のおそれのある土地の状況		
区域名称				
王寺-元町-001-急-Y・R	元町 1 丁目	0.70	6	王寺中学校
王寺町元町 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域		0.35	7	
王寺-元町-002-急-Y・R	元町 2 丁目、元町 1 丁目	0.95	16	王寺中学校
王寺町元町 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域		0.25	0	
王寺-元町-003-急-Y・R	元町 2 丁目	0.22	1	王寺中学校
王寺町元町 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域		0.05	4	
王寺-元町-004-急-Y・R	元町 3 丁目、南元町 2 丁目	1.55	2	王寺中学校
王寺町元町 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域		0.65	0	
王寺-元町-005-急-Y・R	元町 2 丁目	0.40	7	王寺中学校
王寺町元町 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域		0.05	2	
王寺-舟戸-001-急-Y	舟戸 3 丁目、河合町大輪田	1.52	17	王寺北小学校
王寺町舟戸 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域		—	—	
王寺-藤井-003-急-Y・R	藤井 3 丁目	0.04	0	王寺中学校
王寺町藤井 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域		0.01	1	
王寺-畠田-001-急-Y・R	畠田 5 丁目、太子 2 丁目	0.04	0	王寺南中学校
王寺町畠田 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域		0.01	0	
王寺-畠田-002-急-Y・R	畠田 5 丁目	0.09	0	王寺南中学校
王寺町畠田 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域		0.03	0	
王寺-畠田-003-急-Y・R	畠田 5 丁目	0.29	6	王寺南中学校
王寺町畠田 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域		0.10	4	

区域番号	所在地	区域面積 (ha)	人家戸数	避難先 指定緊急避難場所
		危害のおそれのある土地の状況		
区域名称		著しい危害のおそれのある土地の状況		
王寺-畠田-004-急-Y・R	畠田 7 丁目	0.06	0	王寺南中学校
王寺町畠田 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域		0.02	0	
王寺-本町-002-急-Y・R	本町 1 丁目	0.08	2	王寺小学校
王寺町本町 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域		0.01	1	
王寺-本町-004-急-Y	本町 1 丁目	0.21	17	王寺中学校
王寺町本町 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域		—	—	
王寺-本町-005-急-Y・R	本町 3 丁目、本町 2 丁目	0.60	21	王寺小学校
王寺町本町 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域		0.19	1	
王寺-本町-006-急-Y・R	本町 2 丁目、本町 3 丁目	0.17	2	王寺小学校
王寺町本町 (006) 急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域		0.05	1	
王寺-本町-007-急-Y・R	本町 5 丁目、南元町 1 丁目	0.13	6	いずみスクエア
王寺町本町 (007) 急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域		0.03	1	王寺南小学校
王寺-本町-008-急-Y・R	本町 5 丁目、南元町 1 丁目	0.05	4	いずみスクエア
王寺町本町 (008) 急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域		0.01	0	王寺南小学校
王寺一本町-009-急-Y・R	本町 3 丁目、本町 2 丁目	0.75	11	王寺小学校
王寺町本町 (009) 急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域		0.26	11	

【土石流】

区域番号	所在地	区域面積(ha)	人家戸数	避難先 指定緊急避難場所
		危害のおそれのある土地の状況		
区域名称		著しい危害のおそれのある土地の状況		
王寺-藤井-001-土-Y	藤井1丁目、藤井2丁目、 藤井、畠田	4.32	21	王寺中学校
王寺町藤井(001)土石流警戒区域		—	—	
王寺-藤井-002-土-Y・R	藤井1丁目、藤井2丁目、 藤井3丁目、畠田	6.14	185	王寺中学校
王寺町藤井(002)土石流警戒区域・特別警戒区域		0.002	0	
王寺-藤井-003-土-Y・R	藤井3丁目、藤井1丁目、 藤井2丁目	5.24	184	王寺中学校
王寺町藤井(003)土石流警戒区域・特別警戒区域		0.14	1	
王寺-藤井-004-土-Y・R	藤井3丁目、藤井2丁目	2.57	165	王寺中学校
王寺町藤井(004)土石流警戒区域・特別警戒区域		0.01	0	
王寺-藤井-005-土-Y・R	藤井1丁目、藤井	0.87	3	王寺中学校
王寺町藤井(005)土石流警戒区域・特別警戒区域		0.004	0	
王寺-藤井-006-土-Y	元町3丁目、藤井1丁目、 畠田	0.44	1	王寺中学校
王寺町藤井(006)土石流警戒区域		—	—	
王寺-藤井-007-土-Y・R	藤井	0.38	0	—
王寺町藤井(007)土石流警戒区域・特別警戒区域		0.001	0	
王寺-藤井-008-土-Y	藤井	1.07	0	—
王寺町藤井(008)土石流警戒区域		—	—	
王寺-藤井-009-土-Y・R	藤井	1.39	0	—
王寺町藤井(009)土石流警戒区域・特別警戒区域		0.01	0	
王寺-本町-001-土-Y	大字本町	0.5	0	—
王寺町本町(001)土石流警戒区域		—	—	

【地滑り】

区域番号	所在地	区域面積 (ha)	人家戸数	避難先 指定緊急避難場所
区域名称				
王寺-清水谷-001-地-Y 王寺町清水谷(001)地滑り警戒区域	藤井、大阪府柏原市峠	1.91	0	—
王寺-藤井-大 001-地-Y 王寺町藤井(大 001)地滑り警戒区域				
王寺-藤井-大 001-地-Y 王寺町藤井(大 001)地滑り警戒区域	藤井、生駒郡三郷町立野南、大阪府柏原市大字雁多尾畑外	59.2	171 (内、王寺町 169)	王寺中学校
王寺-藤井-大 001-地-Y 王寺町藤井(大 001)地滑り警戒区域 (稲葉山地区)				
王寺-藤井-大 001-地-Y 王寺町藤井(大 001)地滑り警戒区域 (稲葉山地区)	藤井、生駒郡三郷町立野南、大阪府柏原市大字雁多尾畑外	3.5	166	王寺中学校
王寺-元町-001-地-Y 王寺町元町(001)地滑り警戒区域				
王寺-元町-001-地-Y 王寺町元町(001)地滑り警戒区域	元町 1 丁目	1.73	10	王寺中学校
王寺-元町-001-地-Y 王寺町元町(001)地滑り警戒区域				

土砂災害危険箇所

【土石流危険溪流】

分 類	水系名	河川名	溪 流 名	溪流所在地(字名)
土石流危険溪流Ⅰ	大和川	－	学 校 の 沢	本町一丁目
		－	元 町 の 沢	元町三丁目
		大和川	藤井一丁目沢	藤井一丁目
		大和川	藤井三丁目沢	藤井三丁目
		大和川	藤井二丁目沢	藤井二丁目
土石流危険溪流Ⅱ		大和川	－	藤井三丁目
土石流危険溪流Ⅲ		大和川	－	元町三丁目
		大和川	－	藤井一丁目
		大和川	－	藤 井
		大和川	－	藤 井
		大和川	－	藤 井

資料：奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課

- 土石流危険溪流Ⅰ：土石流危険区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する溪流
- 土石流危険溪流Ⅱ：土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する溪流
- 土石流危険溪流に準ずる溪流Ⅲ：土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要求を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する溪流

【地すべり危険箇所】

箇 所 番 号	箇 所 名	位 置
2 3	清 水 谷	藤 井
2 4	元 町	元 町

資料：奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課

【急傾斜地崩壊危険箇所】

分 類	図 面 番 号	箇 所 名	位 置
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	I－206	緑ヶ丘（イ）	畠田5丁目
	I－207	緑ヶ丘（ロ）	畠田5丁目
	I－208	元 町	元町2丁目
	I－209	大 田 口	元町2丁目
	I－210	張 井	本町1丁目
	I－1251	舟 戸	舟戸3丁目
	I－31	天平台（イ）	本町5丁目
	I－32	天平台（ロ）	本町5丁目
	I－33	大 田 口	元町2丁目
	I－34	井 戸	本町3丁目
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	Ⅱ－671	藤 井	藤井1丁目
	Ⅱ－672	藤 井	藤井1丁目
	Ⅱ－673	藤 井	藤井3丁目
	Ⅱ－674	本 町	本町1丁目
	Ⅱ－675	本 町	本町2丁目
	Ⅱ－676	畠 田	畠田7丁目
	Ⅱ－677	本 町	本町2丁目
	Ⅱ－678	元 町	元町2丁目
	Ⅱ－679	元 町	元町3丁目
	Ⅱ－680	畠 田	畠田2丁目
	Ⅱ－681	畠 田	畠田5丁目
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ	Ⅲ－189	藤 井	藤井1丁目

資料：奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課

- 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある箇所
- 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ：被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所
- 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ：被害想定区域内に人家はない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要求を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

防災重点ため池

地 区	名 称	所在地	面積 (m ²)	貯水量 (m ³)
本町	梅谷負池	本町 1-2072	600	210
	赤 池	本町 1-1820	800	530
	馬 場 池	本町 2-1562-1	300	610
	安 治 池	本町 3-1529	1,300	1,930
	芦 田 池	本町 4-414-1	8,500	10,970
	中 池	本町 991-1	7,500	22,850
	政 池	本町 5-672	7,200	17,760
舟戸	舟戸新池	舟戸 2-4166-1	6,900	9,810
	瓦 谷 池	舟戸 3-4270	500	960
畠田	浄薫坊下池	畠田 5-547	2,300	1,400
	今 池	畠田 8-1734	15,700	29,900
	奥ノ坊池	畠田 7-1440	1,200	2,920
	深 池	畠田 9-1677	1,400	660
	氷 池	畠田 6-975	6,800	9,020
太子	菩提下池	太子 2-780	6,800	7,330
明神	カンゴ上池	明神 3-877	6,400	29,870
藤井	ホウジ池	藤井 1-6	100	70
	長 池	藤井 1-26	300	240
	ハ ス 池	藤井 1-9	200	120
	ホウジ下池	藤井 1-33	100	70
	ホウジ上池	藤井 1-40	300	90
	日中前池	藤井 1-68	300	230
	日中前池	藤井 1-61	100	130
	寅 川 池	藤井 1-91	300	140
	寅 川 池	藤井 1-92	200	650
	中屋上池	藤井 1-42	700	510
	中屋下池	藤井 1-134	200	450
	中 屋 池	藤井 1-138	500	700
	ハサマ池	藤井 1-146	100	70
	シンジュ池	藤井 1-174	500	210
	二 重 池	藤井 1-163	1,200	700
	コシマエ池	藤井 1-230	400	310
	大 池	藤井 3-237	800	530
	マタワ池	藤井 1-242	700	370
	経 田 池	藤井 3-233	300	700
	経 田 池	藤井 3-234	300	1,300
	経 田 池	藤井 3-235	200	870

地 区	名 称	所在地	面積 (m ²)	貯水量 (m ³)
藤井	経 田 池	藤井 3-236	200	450
	マイノ池	藤井 3-352	1,200	700
	サ ラ 池	藤井 3-357	1,100	1,800

資料：王寺町

大臣管理区間（大和川）の重要水防箇所

左右岸の別 種 別	地先名	重要 度	備 考	対象と する 流量 (t/s)	対象とする 流量を現河道に 流した時の水位 (m)	現堤防高 (m)	計画堤防 余裕高 (m)
左 堤防高	王寺町藤井	A	距離杭 24.6k～25.8k 延長 1,149m	3,500	40.361	37.230	1.50
左 堤防高	王寺町元町	B	距離杭 25.8k～26.0k 延長 181m	3,500	40.476	41.440	1.50
左 堤防高	王寺町久度	A	距離杭 26.0k～31.4k 延長 5,014m	3,200	41.537	39.860	1.50
左 堤防断面	王寺町久度	B	距離杭 27.2k～27.4k 延長 148m	3,200	41.043	38.700	1.50
左 堤防断面	王寺町久度	B	距離杭 28.0k～28.6k 延長 564m	3,200	41.382	39.490	1.50
左 工作物	王寺町藤井	A	亀の瀬橋 距離杭 24.0k+200m	3,500	35.991	34.340	1.50
左 工作物	王寺町藤井	A	大正橋 距離杭 25.6k-80m	3,500	40.121	37.750	1.50
左 工作物	王寺町藤井	A	JR 第三大和川橋梁 距離杭 25.6k+25m	3,500	40.361	37.230	1.50
左 工作物	王寺町元町	A	神前橋 距離杭 26.8k+110m	3,500	40.800	39.860	1.50
左 工作物	王寺町久度	A	JR 第二大和川橋梁 距離杭 27.2k-35m	3,200	40.971	39.010	1.50
左 工作物	王寺町久度	A	多聞橋 距離杭 27.6k	3,200	41.122	39.690	1.50
左 工作物	王寺町久度	A	近鉄生駒線大和川橋梁 距離杭 27.8k+42m	3,200	41.196	39.310	1.50
左 工作物	王寺町久度	A	明治橋 距離杭 28.4k-72m	3,200	41.382	39.490	1.50
左 工作物	王寺町久度	A	若草橋 距離杭 28.6k+95m	3,200	41.537	39.860	1.50
左 工作物	王寺町舟戸	A	昭和橋 距離杭 29.2k+111m	3,200	41.852	40.360	1.50

県管理河川重要水防箇所一覧

河川名	左右岸	重要水防箇所	
		位置	延長(m)
葛下川	左	自：香芝市尼寺1丁目～至：大和川合流点	3,140
	右	自：大和高田市野口～至：大和川合流点	10,790

指定可燃物の品名と指定数量

品名		数量	備考
綿花類		200 kg	不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう
木毛及びかんなくず		400 kg	
ぼろ及び紙くず		1,000 kg	不燃性又は難燃性でないもの(動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む)をいう
糸類		1,000 kg	不燃性又は難燃性でない糸(糸くずを含む)及び繭をいう
わら類		1,000 kg	乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう
可燃性固体類		3,000 kg	固体で、次のイ、ハ又はニのいずれかに該当するもの(1気圧において、温度20℃を超え40℃以下の間において液状となるもので、次のロ、ハ又はニのいずれかに該当するものを含む)をいう イ 引火点が40℃以上100℃未満のもの ロ 引火点が70度以上100℃未満のもの ハ 引火点が100℃以上200℃未満で、かつ、燃焼熱量が8,000カロリー/g以上であるもの ニ 引火点が200℃以上で、かつ、燃焼熱量が8,000カロリー/g以上であるもので、融点が100℃未満のもの
石炭・木炭類		10,000 kg	コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む
可燃性液体類		2 m ³	液体又は液状であるもので次のものをいう イ 第2石油類で、液体であるもの(塗料類等で、可燃性液体量が40%以下であって、引火点が40℃以上、燃焼点が60℃以上のものを除く) ロ 第3石油類及び第4石油類で、1気圧において温度20℃で液状であるもの(塗料類等で、可燃性液体量が40%以下のものを除く) ハ 動植物油で、1気圧において温度20℃で液状であるもの(タンクに加圧しないで常温で貯蔵保管されているものを除く)
木材加工品及び木くず		10m ³	
合成樹脂類	発泡させたもの	20m ³	不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず(不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む)をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く
	その他のもの	3,000 kg	

危険物施設

(令和3年3月現在)

施設名称	設置場所	貯蔵取扱区分	類	品名	最大合計 数量(ℓ)	倍数 (倍)
(株) イトマン スイミングスクール	王寺町本町 4-384-2	地下タンク貯蔵所	第4類	第二石油類	6,090	6.09
ニチアス(株) 王寺工場	王寺町王寺 3-2-46	屋内貯蔵所	第4類	第一石油類 第二石油類 第四石油類 アルコール類	2,800 3,400 6,000 600	14 3.4 1 1.5
		屋内貯蔵所	第4類	第一石油類 第二石油類 第三石油類 第四石油類 アルコール類	20 1,200 1,600 1,800 1,800	0.1 1.2 0.8 0.3 4.5
		屋内貯蔵所	第4類	第一石油類 第三石油類 第四石油類 アルコール類	800 200 2,000 200	4 0.1 0.34 0.5
		一般取扱所	第4類	第一石油類 第四石油類 アルコール類	13,560 1,097 800	67.8 0.183 2
		地下タンク貯蔵所	第4類	第一石油類	30,000	150
北乾 勇	王寺町本町 4-4-1	一般取扱所	第4類	第二石油類	5,000	5
		地下タンク貯蔵所	第4類	第二石油類	20,000	20
マサゴビル	王寺町王寺 2-6-1	屋内タンク貯蔵所	第4類	第三石油類	6,300	3.15
松本石油(株)	王寺町畠田 4-362-1	地下タンク貯蔵所	第4類	第二石油類	30,000	30
		一般取扱所	第4類	第二石油類	4,000	4
	王寺町畠田 2-46-1, 48-1(一部)	給油取扱所	第4類	第一石油類 第二石油類 第三石油類 第四石油類	56,000 40,000 2,000 1,360	280 40 1 0.23
(株) ラップ	王寺町葛下 3-164	屋内貯蔵所	第4類	第一石油類	2,100	10.5
		地下タンク貯蔵所	第4類	第一石油類	12,000	60
西日本電信電話 株式会社 王寺営業所	王寺町王寺 1-1-7	地下タンク貯蔵所	第4類	第二石油類	4,000	4
奈良交通(株) 西大和営業所	王寺町畠田 1-181-1	給油取扱所	第4類	第二石油類	20,000	20
		屋内貯蔵所	第4類	第二石油類 第三石油類 第四石油類	1,600 600 1,000	1.6 0.3 0.17

施設名称	設置場所	貯蔵取扱区分	類	品名	最大合計 数量(ℓ)	倍数 (倍)
J R 王寺駅	王寺町久度 2-6-10	屋内貯蔵所	第 4 類	第二石油類 第三石油類 第四石油類	1,200 800 400	1.2 0.4 0.07
大和路線保線区	王寺町久度 2-6-10	屋内貯蔵所	第 4 類	第一石油類 第二石油類 第三石油類 第四石油類	200 3,000 900 1,000	1 3 0.45 0.17
近畿地方整備局 大和川河川事務所	王寺町王寺 1-13-8	地下タンク貯蔵庫	第 4 類	第二石油類	1,900	1.9

資料：奈良県広域消防組合西和消防署

注 1) 「1 石」はガソリン等、「2 石」は灯油等、「3 石」は重油等、「4 石」は機械油等、「動・植」は動植物油類

4 消防水防関係

王寺町の防火水槽

番号	位 置	容水量	備 考
1	久度4丁目9番 久度神社前	200	
2	久度2丁目27番 小松ポンプ場水槽	97.23	
3	久度3丁目13番 往生寺裏	122.1	
4	久度2丁目17番 中央公民館	40	S 42 国庫補助
5	久度2丁目20番	40	
6	久度1丁目10番	40	
7	久度5丁目4番 久度5丁目公園前	40	
8	久度5丁目1番 第2雨水貯留池北	40	S 52 国庫補助
9	久度5丁目3番	40	
10	久度3丁目11番	18.51	
11	久度3丁目5番	20	S 51 県補助
12	久度3丁目6番	36.01	
14	王寺2丁目13番 王寺西公園内	40	S 61 国庫補助
16	久度1丁目4番 りーべる東館東	40	S 54 国庫補助
17	王寺2丁目5番 王寺東公園西	40	
18	王寺2丁目9番 王寺大橋下	52.5	S 50 国庫補助
19	舟戸1丁目5番	40	旧建設省に占用
20	舟戸1丁目4番	40	S 45 国庫補助
21	王寺1丁目5番	40	S 55 国庫補助
22	舟戸2丁目2番 近鉄田原本線ガード下南東	40	
23	元町2丁目14番 神前橋集会所西	40	
24	元町2丁目11番	40	S 54 国庫補助
26	元町1丁目11番	46.02	
27	元町2丁目6番	51.8	
28	元町2丁目7番 健民運動場駐車場	40	S 62 国庫補助
29	本町2丁目7番 張井公民館東	40	H21 国道 168 号線拡幅に伴い補償移設
30	本町2丁目1番 達磨寺裏北東	40	S 50 国庫補助
31	葛下1丁目1番	40	
32	舟戸2丁目7番 王寺北小学校北	40	
33	葛下1丁目4番	40	S 57 国庫補助
35	元町3丁目	30.13	
36	本町4丁目28番	40	S 53 国庫補助
37	元町3丁目1番	40	S 52 国庫補助
38	本町3丁目4番	40	S 49 国庫補助
39	本町2丁目22番	3.18	

番号	位 置	容水量	備 考
40	本町 2 丁目 25 番 碧陽寺北西	40	S 43 国庫補助
41	本町 2 丁目 39 番 親殿神社北	40	S 55 国庫補助
42	本町 2 丁目 6 番 王寺小学校校庭北	40	S 45 国庫補助
43	本町 2 丁目 4 番 門前公民館北	40	S 48 国庫補助
46	本町 2 丁目 16 番	50.68	
47	葛下 1 丁目 10 番 葛下 1 丁目第 3 児童公園東	40	
48	葛下 2 丁目 4 番 門前東公園南	40	
49	藤井 2 丁目 2 番	23.94	
50	藤井 1 丁目	40	S 49 国庫補助
51	明神 1 丁目 6 番 明神 1 丁目公園北	40	
52	明神 2 丁目 9 番	40	
53	本町 5 丁目 8 番	40	
54	太子 1 丁目 太子 1 丁目公園南	40	
55	本町 5 丁目 2 番	40	
56	本町 5 丁目 18 番	40	
57	畠田 5 丁目 11 番 泉ヶ丘児童公園北	40	
58	本町 4 丁目 33 番 桃山住宅 B－4 北	40	
59	本町 4 丁目 38 番 桃山住宅 A－4 北	40	
60	本町 4 丁目 46 番	40	
61	明神 3 丁目 12 番	40	
62	明神 4 丁目 4 番	40	
63	太子 3 丁目 13 番 太子 3 丁目公園東	40	
64	畠田 5 丁目 16 番	40	S 48 国庫補助
65	畠田 5 丁目 9 番	40	
66	畠田 6 丁目 13 番	40	
67	畠田 7 丁目 11 番 送迎公民館南東	40	S 49 国庫補助
68	畠田 4 丁目 3 番	40	
69	畠田 4 丁目 8 番	40	
70	畠田 5 丁目 3 番	40	S 47 国庫補助
71	畠田 6 丁目 2 番	40	S 42 国庫補助
72	畠田 7 丁目 3 番	40	S 51 国庫補助
73	畠田 3 丁目 3 番	40	
74	畠田 3 丁目 9 番	40	S 48 国庫補助
75	明神 4 丁目 16 番	40	
76	畠田 7 丁目 9 番	40	
77	畠田 4 丁目 19 番 第 5 分団屯所	43.24	S 52 国庫補助
78	久度 5 丁目 3 番	60	

番号	位 置	容水量	備 考
79	本町1丁目9番	16.32	
80	藤井1丁目	83.42	
81	本町5丁目21番 青松園第2児童公園南西	40	
82	藤井2丁目1番	40	
83	大字畠田 明神自然の森公園	40	
84	久度1丁目10番 久度の家北	200	
85	畠田9丁目 文化福祉センター前	40	
86	本町2丁目1番 達磨寺境内	40	
87	久度2丁目17番 中央公民館	200	
88	本町3丁目1970	40	私設
89	葛下1丁目7番 白鳳女子短期大学内	40	私設
90	本町2丁目16番	40	
91	元町1丁目7番 大峯公民館	200	
92	畠田8丁目	40	私設
93	本町2丁目7番 第2分団屯所	40	
94	久度2丁目2番 りーべる東館西側	100	私設
95	久度2丁目2番 りーべる東館北東側	100	私設
96	元町3丁目 元町3丁目公園内	40	
97	南元町1丁目 南元町1丁目公園内	40	
98	南元町1丁目6番	40	
99	南元町2丁目2番	40	
100	南元町2丁目4番 南元町2丁目公園内	40	
101	南元町3丁目10番	40	
102	南元町3丁目1番 王寺スカイヒルズ集会所地内	40	

大和川流域総合治水対策

【実施済対策事業】

雨水貯留浸透施設

施設名	数量 (m³)	事業年度
王寺南小学校グラウンド貯留	985	S 63
王寺南中学校グラウンド貯留	1,317	H 4
王寺中学校グラウンド貯留	825	H15
(合 計)	3,127	—

ため池治水利用施設

施設名	数量 (m³)	事業年度
芦田池特定保水	6,125	H 2 ～ H 4
舟戸新池特定保水	4,778	H 8 ～ H10
今池特定保水	10,609	H15
(合 計)	21,512	—

【貯留対策進捗状況】

流域対策	計画対策量 (m³)	H25 年度迄 対策量 (m³)	対策率 (%)
雨水貯留浸透施設	1,350	3,127	231.6
ため池治水利用施設	21,600	21,512	99.6
(合 計)	22,950	24,639	107.4

資料：奈良県大和川流域総合治水対策事業（平成 28 年 3 月現在）

水位観測所と雨量観測所

観測所名	位置 (km)	所在地	零点高 (T. P.)	水防団 待機 水位	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危 険水位	計画高 水位	管轄
			(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	
板東	右岸 35.84	大和郡山市板東 (板屋ヶ瀬橋下流約 50m 地点)	38.30	2.000	3.000	3.500	4.100	5.640	大和川河 川事務所 (国)
河合	左岸 33.12	河合町川合 (御幸橋上流約 130m 地点)	36.00	2.000	3.000	—	—	5.960	大和川河 川事務所 (国)
王寺	左岸 29.22	王寺町久度 1 丁目 (昭和橋下流約 50m 地点)	31.00	3.000	4.500	—	—	7.428	大和川河 川事務所 (国)
藤井	左岸 25.50	王寺町藤井 (大正橋上流約 70m 地点)	26.40	4.000	6.000	—	—	8.293	大和川河 川事務所 (国)
上中	左岸 5.30	香芝市高 (大橋下流約 100m 地点)	40.66	1.50	2.50	3.60	4.10	—	高田土木 事務所 (県)
薬井		河合町薬井 (薬王橋付近)	33.30	2.00	3.10	4.00	4.50	—	高田土木 事務所 (県)

計画高水位…堤防などをつくる際に洪水に耐えられる水位として指定する最高の水位
 氾濫危険水位…洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫が起こるおそれがある水位
 避難判断水位…町民の避難判断の参考となる水位
 氾濫注意水位…町民に対し氾濫に関する情報への注意を喚起するための水位
 水防団待機水位…水防活動に対し準備する水位

備蓄保管量

【特殊器具等保有状況】

令和3年3月1日現在

項目	防災資機材 地域備蓄倉庫	久度第2 雨水貯留地	いずみスクエ ア防災倉庫	計
可搬式小型動力ポンプ	2 台	台	台	2 台
マンホールキー（消火栓開栓器具）	9 本	本	本	9 本
マンホール蓋あけ器具	14 本	本	本	14 本
布製防火水槽（1 t）	5 個	個	個	5 個
発電機（900wh）	3 台	台	台	3 台
発電機（2.5wh）	台	6 台	台	6 台
発電機（3.8wh）	台	5 台	台	5 台
ハイパーLED 投光器	2 台	台	台	2 台
サークルライト及び三脚	台	9 台	台	9 台
照明灯 2×2（400W）	2 台	台	台	2 台
照明灯（20W）	3 台	台	台	3 台
排水ポンプ	3 台	台	台	3 台
水中ポンプ	2 台	台	台	2 台
チェーンソー（小3機・大3機）	6 機	機	機	6 機
エンジンカッター	2 台	台	台	2 台
ウインチ（T-35 6台 t-7 1台）	7 台	台	台	7 台
チルホール（手動ウインチ）	2 台	台	台	2 台
ワイヤーロープ 10m×16.3mm	4 本	本	本	4 本
ワイヤーロープ 20m×8.3mm	1 本	本	本	1 本
削岩機	1 台	台	台	1 台
油ジャッキ（爪付きジャッキ）	3 台	3 台	台	6 台
車移動用機材	1 台	台	台	1 台
ドラム	7 台	台	台	7 台
リヤカー	1 台	台	台	1 台
折り畳みボート	3 艘	艘	艘	3 艘
スコップ	19 本	2 本	本	21 本
つるはし	27 本	本	本	27 本
とび口	20 本	本	本	20 本
なた	20 本	本	本	20 本
斧	20 本	本	本	20 本
のこぎり	6 本	本	本	6 本
バール	7 本	本	本	7 本
くわ	10 本	本	本	10 本
ハンマー	8 本	本	本	8 本

項目	防災資機材 地域備蓄倉庫	久度第2 雨水貯留地	いずみスクエ ア防災倉庫	計
かけや	27 本	本	本	27 本
救命工具	10 個	個	5 個	15 個

【備蓄物資】

令和3年3月1日現在

項目	防災資機材 地域備蓄倉庫	久度第2 雨水貯留地	いずみスクエ ア防災倉庫	計
ブルーシート 3.6×3.6 (15枚セット)	300 枚	枚	枚	300 枚
ブルーシート 3.6×5.4 (10枚セット)	240 枚	枚	枚	240 枚
ブルーシート 5.4×7.2 (5枚セット)	90 枚	枚	枚	90 枚
ブルーシート 5.4×5.4 (6枚セット)	54 枚	枚	枚	54 枚
ブルーシート 9×7.2 (3枚セット)	62 枚	枚	枚	62 枚
救命胴衣	80 個	個	個	80 個
担架	4 台	台	台	4 台
毛布	1,000 枚	枚	4,000 枚	5,000 枚
エアマット	枚	枚	4,000 枚	4,000 枚
給水タンク	4 基	4 基	6 基	14 基
給水タンク用水袋	8 枚	8 枚	12 枚	28 枚
飲料水袋	1,000 枚	枚	枚	1,000 枚
応急トイレ	64 基	54 基	基	118 基
マンホールトイレ	8 基	基	基	8 基
簡易トイレ用テント	5 張	張	50 張	55 張
簡易トイレ用便袋	枚	枚	10,000 枚	10,000 枚
人工肛門用セット	個	個	35 個	35 個
人工膀胱用セット	個	個	5 個	5 個
オムツ (新生児用)	枚	360 枚	360 枚	720 枚
オムツ (乳幼児用)	枚	808 枚	808 枚	1,616 枚
オムツ (大人用)	枚	236 枚	236 枚	472 枚
生理用品	個	1,290 個	1,290 個	2,580 個
哺乳瓶	個	個	60 個	60 個
ホワイトボード (筆談用)	枚	枚	10 枚	10 枚
避難者用充電器	個	個	11 個	11 個

項目	防災資機材 地域備蓄倉庫	久度第2 雨水貯留地	いずみスクエ ア防災倉庫	計
空気清浄機	台	台	11 台	11 台
サーキュレーター	台	台	211 台	211 台
避難者用テント	張	張	255 張	255 張
段ボールベッド	個	個	110 個	110 個
段ボール間仕切り	個	個	110 個	110 個

5 要配慮者利用施設

医療機関

施設名称	所在地	電話番号	備考	水害（洪水）		土砂災害
				大和川	葛下川	
あおき小児科	王寺 2-4-7 王寺クリニックスクエア 3F	33-7100	小児科、アレルギー科		○	
あらい眼科	久度 2-3-1 リーベ る王寺西館 2F	72-4113	眼科	○		
池田医院	畠田 4-17-22	72-2614	内科・胃腸科・消化器内科・麻酔科・ペインクリニック			
岩田ペインクリニック内科	王寺 2-6-4 クレー ル吉田 3F	33-3100	内科・麻酔科・ペインクリニック		○	
岩間循環器内科	王寺 2-7-23 亀井興 産ビル 3F	31-0007	循環器内科		○	
うえだ耳鼻咽喉科	王寺 2-6-4 クレー ル吉田 3F	72-8370	耳鼻咽喉科		○	
エリュウ医院	王寺 2-4-7 王寺クリニックスクエア 2F	72-1118	耳鼻咽喉科		○	
遠藤眼科	葛下 1-10-4	32-6449	眼科			
王寺胃腸内科	舟戸 1-1-10	32-9396	胃腸科・内科・肛門科・外科	○		
王寺眼科耳鼻咽喉科医院	久度 5-2-12	73-2332	眼科	○		
王寺ステーション眼科	王寺 2-4-7 王寺クリニックスクエア 4F	72-1106	眼科		○	
北王寺速水クリニック	久度 2-13-7 みりお んビル 3F	31-3110	心療内科・神経科・精神科	○		
くまがい眼科	王寺 2-8-20	31-0191	眼科		○	
恵王病院	王寺 2-10-18	72-3101	外科・整形外科・脳外科・内科		○	
酒井診療所	王寺 2-2-5	73-6000	外科・整形外科		○	
武内クリニック	元町 2-2479-1	72-1618	内科・外科・消化器内科・整形外科・小児外科・リハビリテーション科			
竹田内科クリニック	久度 2-3-1 リーベ る王寺西館 3F	32-1166	循環器内科・内科・呼吸器内科	○		

施設名称	所在地	電話番号	備考	水害（洪水）		土砂災害
				大和川	葛下川	
奈良王寺メンタルクリニック	王寺 2-7-1 王寺ピアザビル 404	44-3551	心療内科・精神科		○	
西川整形外科	本町 4-46-50	73-6474	整形外科・外科・麻酔科・リウマチ科・リハビリテーション科・精神科			
農野内科・小児科医院	太子 3-9-3	72-0707	内科・小児科・放射線科・リハビリテーション科			
林産婦人科	葛下 1-9-1	73-3301	産婦人科			
別府レディースクリニック	久度 2-3-1 リーバー王寺西館 3F	34-2000	婦人科・心療内科	○		
牧浦皮膚泌尿器科	本町 1-2-43	32-0760	皮膚科・泌尿器科		○	
まつおかクリニック内視鏡検査・CT検査クリニック	王寺 2-9-15 ル・カーラ 3F	33-1500	内科・消化器内科・放射線科		○	
南王寺診療所	本町 4-6-16 レクタビル	72-2279	内科・消化器科・循環器科・リハビリテーション科			
ヤマト健診クリニック	久度 4-5-27	32-8620	健診	○		
横尾皮膚科医院	久度 2-3-1 リーバー王寺西館 3F	32-3636	皮膚科	○		
和こころのクリニック王寺	王寺 2-6-12 服部ビル 3F	43-6710	心療内科・精神科		○	

診療機関（歯科）

施設名称	所在地	電話番号	備考	水害（洪水）		土砂災害
				大和川	葛下川	
あや歯科医院	久度 2-1 3-4	72-8400	歯科・小児歯科・口腔外科・矯正歯科	○		
岩間歯科	王寺 2-7-2 3 亀井興産ビル 3 F	32-1301	予防歯科・歯科・小児歯科・口腔外科		○	
ウエダデンタルクリニック	久度 2-3-1 リーバー王寺西館 3 F	72-1182	歯科・小児歯科・矯正歯科		○	
おさだ歯科医院	本町 2-1 1-2 9	32-4618	歯科・小児歯科・矯正歯科			
長田歯科医院	畠田 4-1 4-4 4	72-4358	歯科・小児歯科			
富田歯科医院	本町 4-6-1 6 レクタビル	72-7618	歯科			
ともこ矯正歯科	久度 2-2 6-1 4	34-0118	矯正歯科	○		
伯田歯科医院	久度 1-9-7	72-2019	歯科	○		
ほし歯科医院	王寺 2-9-1 5 ル・カーラ 4 F	31-7000	歯科		○	
松本歯科	明神 3-1-1	72-4182	歯科			
みやもと矯正歯科	王寺 2-8-2 5 田中愛ビル 4 F	73-4041	矯正歯科		○	
やまぐち歯科	王寺 1-1-7	31-0870	歯科・小児歯科・口腔外科		○	
吉田歯科医院	王寺 2-6-1 2 服部ビル 4 F	32-1015	歯科	○		
吉村歯科	元町 1-1-1 1	32-2933	歯科・小児歯科			
綿谷歯科診療所	久度 2-1 0-1 7	31-5111	歯科	○		
やわらぎ歯科医院	王寺 2-6-4 クレール吉田 2 F	34-2500	歯科・小児歯科		○	

高齢者福祉関連施設

施設名称	所在地	電話番号	備考	水害（洪水）		土砂災害
				大和川	葛下川	
王寺町老人福祉センター	畠田 9-1608	32-5201				
王寺町老人憩の家	本町 2-20-20	72-6602				
王寺町在宅介護支援センター「ハーランドしぎさん」	王寺 2-6-1 まさごビル 1 階	33-5050	居宅介護支援		○	
大和園王寺在宅介護支援センター	葛下 3-161-1	72-8580	居宅介護支援		○	
大和園王寺デイサービスセンター			通所介護		○	
ピーター薬局居宅介護支援事業所	久度 4-3-13	33-3502	居宅介護支援	○		
デイサービスセンターかがやき		34-0355	通所介護	○		
ケアプランセンター双葉	久度 2-3-1-305-1	33-1177	居宅介護支援	○		
デイサービスセンターぎんのすず	久度 3-1-12	31-2775	通所介護	○		
ケアプランセンターてるてる	太子 3-1-12	32-5077	居宅介護支援			
デイサービスセンターてるてる			地域密着型通所介護			
茶話本舗デイサービス笑陽畠田の家	畠田 3-4-8	33-2020	地域密着型通所介護		○	
てんとう虫デイサービスセンター	畠田 8-1507	34-0980	通所介護			
ショートステイてんとう虫			短期入所生活介護			
株式会社 KFC	畠田 8-1588-1	33-0789	居宅介護支援			
ケアプランセンターここから王寺町	本町 4-4-19	31-1577	居宅介護支援			
デイサービスセンターここから王寺町			通所介護			
訪問介護ステーションいちご花	本町 4-41-2	34-1587	居宅介護支援			

施設名称	所在地	電話番号	備考	水害（洪水）		土砂災害
				大和川	葛下川	
ニチイケアセンター奈良王寺	本町 4-44-19	33-0717	通所介護			
株式会社介護センター虹	明神 4-23-13	34-2828	居宅介護支援			
デイサービスなないろ		73-7373	地域密着型通所介護			
特別養護老人ホームてんとう虫	畠田 8-1507	34-0980	介護老人福祉施設			
介護付有料老人ホームだるま苑	本町 2-4-23	34-0078	特定施設入居者生活介護		○	
グループホームここから王寺町	本町 4-4-16	31-1571	認知症対応型共同生活介護			
フレンド王寺	元町 1-7-41	34-2561	認知症対応型共同生活介護			
介護の森西大和	久度 3-1-12	31-2775	住宅型有料老人ホーム	○		

障害者福祉関連施設

施設名称	所在地	電話番号	備考	水害（洪水）		土砂災害
				大和川	葛下川	
王寺町福祉作業所ポエム	畠田 8-1707	72-9131	生活介護			
なないろサーカス団	畠田 3-7-23	60-6654	就労継続支援 B 型		○	
桜寿	本町 5-14-27	43-5441	居宅介護支援			
P R O U D	畠田 4-6-10	24-2050	共同生活援助			
どすこい王寺町部屋	本町 2-31-25	34-2277	児童発達支援・放課後等デイ		○	
げんき	本町 5-1 4-2 7	43-5441	児童発達支援・放課後等デイ			
希望の花西大和	王寺 2-6-1 まさごビル 1 階	32-3905	児童発達支援・放課後等デイ・保育所等訪問		○	
ハローサン	畠田 8-1 7 7 0-1	79-0863	放課後等デイサービス			

施設名称	所在地	電話番号	備考	水害（洪水）		土砂災害
				大和川	葛下川	
子ども発達サポートセンターはるる王寺	久度 1-14-1 フレー ル 101	43-6138	放課後等デイス ービス	○		
放課後等デイス ービスカカン	久度 2-11-13	27-2850	放課後等デイス ービス	○		

私立保育所等

施設名称	所在地	電話番号	備考	水害（洪水）		土砂災害
				大和川	葛下川	
黎明保育園	久度 4-7-35	51-0701	社会福祉法人和 光会	○		
王寺駅乳児センタ ー	久度 2-2-1 リーベ る王寺東館 5F	33-1501	社会福祉法人和 光会	○		
元気クラブ王寺黎 明学舎	久度 4-7-35	73-0294	社会福祉法人和 光会	○		
元気クラブ王寺駅 前学舎	久度 2-12-1	73-0305	社会福祉法人和 光会	○		
片岡の里こども園	本町 2-1-40	72-2401	社会福祉法人片 岡の里保育園		○	
片岡の里こども園 附属学童保育所	本町 2-1-40	72-4455	社会福祉法人片 岡の里保育園		○	

町立幼稚園

施設名称	所在地	電話番号	備考	水害（洪水）		土砂災害
				大和川	葛下川	
王寺幼稚園	本町 5-4-1	72-5752				
王寺北幼稚園	舟戸 3-7-10	73-0715				
王寺南幼稚園	明神 2-12-1	72-6555				

町立小学校

施設名称	所在地	電話番号	備考	水害（洪水）		土砂災害
				大和川	葛下川	
王寺小学校	本町 2-6-16	72-2795				
王寺北小学校	舟戸 3-7-18	73-0712				
王寺南小学校	太子 2-1-30	32-8101				

町立中学校

施設名称	所在地	電話番号	備考	水害（洪水）		土砂災害
				大和川	葛下川	
王寺中学校	本町 1-20-45	72-4651				
王寺南中学校	畠田 9-1703	32-5959				

町立義務教育学校

施設名称	所在地	電話番号	備考	水害（洪水）		土砂災害
				大和川	葛下川	
王寺北義務教育学校	本町 1-20-45	72-4651	令和 4 年 4 月開校			
王寺南義務教育学校	畠田 9-1703	32-5959	令和 4 年 4 月開校			
王寺南義務教育学校	太子 2-1-30	32-8101	令和 4 年 4 月開校			

県立高等学校

施設名称	所在地	電話番号	備考	水害（洪水）		土砂災害
				大和川	葛下川	
王寺工業高等学校	本町 3-6-1	72-4081				

6 避難所等

指定緊急避難場所

NO	施設・場所名	所在地	管理 担当 連絡先	対象とする異常な 現象の種類					指定 避難所との重複	想定 収容人数 (1.7 m ² / 1人)
				洪水	崖崩れ、 流及び地 滑り、土石	地震	大規模な 火事	内水氾濫		
1	地域交流センター	久度 2-2-1-501	33-3000	○	○	○	○	○	○	636
2	やわらぎ会館	王寺 2-1-18	31-5555	○	○	○	○	○	○	437
3	王寺アリーナ	王寺 1-1-1	72-1033	○	○	○	○	○	○	628
4	王寺北小学校 (体育館)	舟戸 3-7-18	73-0712	○	○	○	○	○	○	388
5	王寺北小学校 (グラウンド)			○	○	○	○	○		4,882
6	王寺中学校 (体育館)	本町 1-20-45	72-4651	○	○	○	○	○	○	841
7	王寺中学校 (グラウンド)			○	○	○	○	○		4,845
8	王寺小学校 (体育館)	本町 2-6-16	72-2795	○	○	○	○	○	○	445
9	王寺小学校 (グラウンド)			○	○	○	○	○		4,371
10	王寺町防災 コミュニティセンター	本町 4-645-1	72-1800	○	○	○	○	○	○	1,023
11	王寺南小学校 (体育館)	太子 2-1-30	32-8101	○	○	○	○	○	○	382
12	王寺南小学校 (グラウンド)			○	○	○	○	○		5,530
13	王寺南中学校 (体育館)	畠田 9-1703	32-5959	○	○	○	○	○	○	595
14	王寺南中学校 (グラウンド)			○	○	○	○	○		8,000
15	白鳳短期大学	葛下 1-7-17	32-7890	○	○	○	○	○	○	330
16	大和川河川敷	久度地内			○	○	○			14,181

指定避難所

NO	施設名	所在地	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	福祉 避難所 ※	想定 収容人数 (1.7 m ² / 1人)
1	地域交流センター	久度 2-2-1-501	33-3000	○		636
2	やわらぎ会館	王寺 2-1-18	31-5555	○		437
3	王寺アリーナ	王寺 1-1-1	72-1033	○		628
4	王寺北小学校 (体育館)	舟戸 3-7-18	73-0712	○		388
5	王寺中学校 (体育館)	本町 1-20-45	72-4651	○		841
6	王寺小学校 (体育館)	本町 2-6-16	72-2795	○		445
7	王寺町防災 コミュニティセンター	本町 4-645-1	72-1800	○		1,023
8	王寺南小学校 (体育館)	太子 2-1-30	32-8101	○		382
9	王寺南中学校	畠田 9-1703	32-5959	○		595
10	藤井公民館	藤井 2-216-4				43
11	文化福祉センター	畠田 9-1608	32-5201		○	353
12	白鳳短期大学	葛下 1-7-17	32-7890	○		330
13	王寺工業高等学校	本町 3-6-1	72-4081			489

※災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たす福祉避難所

7 避難勧告及び避難指示（緊急）

警戒区域の設定、退去命令

設定権者	要 件	措 置	根拠規程	災害の種 類
市町村長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去	災対法第 63 条	災害全般
知 事	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		災対法第 63 条	災害全般
警察官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去	災対法第 63 条	災害全般
	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき	消防警戒区域からの退去、消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第 28 条、第 36 条	水災を除く災害全般
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防警戒区域からの退去、水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第 21 条	水 災
自衛官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去	災対法第 63 条	災害全般
消防吏員又は消防団員	円滑な消火活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去、消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第 28 条、第 36 条	水災を除く災害全般
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属するもの (町では消防団員)	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去、水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第 21 条	水 災

警戒レベル 3（避難準備・高齢者等避難開始）、警戒レベル 4（避難指示（緊急））、警戒レベル 5（災害発生情報）の発令

区 分	実施責任者	要 件	措 置	根拠 規程	災害の 種 類
警戒レベル 3 (避難準備・高齢 者等避難開始)	町 長	人的被害の発生する可能性 が高まった場合において、 避難行動に時間を要するも のが避難行動を開始する必 要があると認められるとき	・ 町民に対する 避難準備 ・ 要配慮者等に 対する避難行 動の開始	災対法 第 56 条	災害 全般
警戒レベル 4 (避難勧告) ※	町 長	災害が発生し、又は発生す るおそれがある場合におい て、人の生命又は身体を災 害から保護し、その他災害 の拡大を防止するために特 に必要があると認めるとき	・ 立退きの勧告 (必要があると 認めるときは 立退き先の指 示) ・ 屋内での待避 等（垂直避難 等）の勧告	災対法 第 60 条	
	知 事	災害の発生により市町村が その全部又は大部分の事務 を行うことができなくなっ たとき			
警戒レベル 4 (避難指示（緊 急）)	町 長	災害が発生し、又は発生す るおそれがある場合におい て、人の生命又は身体を災 害から保護し、その他災害 の拡大を防止するために特 に必要があると認めるとき	・ 立退きの指示 (必要があると 認めるときは 立退き先の指 示) ・ 屋内での待避 等（垂直避難 等）の指示	災対法 第 61 条	
	知 事	災害の発生により市町村が 全部又は大部分の事務を行 うことができなくなったとき			
	警察官	市町村長が避難のための立 退きを指示することができ ないと認めるとき、又は、市 町村長から要求があったとき			
		人の生命又は身体に危険を 及ぼすおそれのある天災、 事変、工作物の損壊、交通事 故、危険物の爆発、狂犬、奔 馬の類等の出現、極端な雑 踏等危険がある場合で特に 急を要するとき			
	自衛官	災害により特に急を要する 場合において、警察官がそ の場にいらない場合	自衛隊 法 第 94 条		
	知事又は その命を受 けた県職員	地すべりにより著しい危険 が切迫していると認められ るとき	・ 立退きの指示	地すべ り等防 止法 第 25 条	地すべ り

区 分	実施責任者	要 件	措 置	根拠 規程	災害の 種 類
	知事、その 命を受けた 県職員又は 水防管理者	洪水により著しい危険が切 迫していると認められると き		水防法 第 29 条	洪 水
警戒レベル 5 (災害発生情報)	町 長	災害が発生したとき	・ 命を守るため の最善の行動 を促進	災対法 第 60 条	災害 全般

※ 警戒レベル 4 の発令は避難勧告及び避難指示（緊急）であるが、王寺町では避難行動の曖昧さをなくすため、避難勧告の発令基準を満たした段階で、避難指示（緊急）を発令することとしている。

避難情報の判断基準（河川の氾濫の場合）

区分	判断基準
警戒レベル 3（避難準備・高齢者 等避難開始）	1：指定河川洪水予報（気象庁）により、大和川の板東観測所の水位が避難判断水位（警戒レベル 3 水位）である 3.50m に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 2：指定河川洪水予報（気象庁）により、大和川の板東観測所の水位が氾濫危険水位（警戒レベル 4 水位）である 4.10m に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3：葛下川の上中観測所の水位が避難判断水位（警戒レベル 3 水位）である 3.30 m に到達した場合 4：葛下川の上中観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（2.50m）（警戒レベル 2 水位））を超えた状態で、または大和川の水位が一定の水位（氾濫注意水位（板東観測所：3.00m、河合観測所：3.00m、王寺観測所：4.50m、藤井観測所：6.00m）（警戒レベル 2 水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合※ ①上記の観測所より上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②上記の河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③上記の観測所より上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 5：洪水警報の危険度分布（気象庁）で町内河川に「警戒」が表示された場合 6：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、町域内に「警戒」が表示された場合 7：軽微な漏水・侵食等が発見された場合 8：警戒レベル 3（避難準備・高齢者等避難開始）の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ※ 4 については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つまたは複数選択する。
警戒レベル 4（避難勧告）※	1：指定河川洪水予報（気象庁）により、大和川の板東観測所の水位が氾濫危険水位（警戒レベル 4 水位）である 4.10m に到達したと発表された場合 2：指定河川洪水予報（気象庁）の水位予測により、大和川の板東観測所の水位が堤防天端高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）

区分	判断基準
	3：葛下川の上中観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（2.50m）（警戒レベル2水位）または避難判断水位（3.30m）（警戒レベル3水位））を超えた状態で、または大和川の水位が一定の水位（氾濫注意水位（板東観測所：3.00m、河合観測所：3.00m、王寺観測所：4.50m、藤井観測所：6.00m）（警戒レベル2水位）または避難判断水位（板東観測所：3.50m（警戒レベル3水位）））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ※ ①上記の観測所より上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②上記の河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ③上記の観測所より上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 4：洪水警報の危険度分布（気象庁）で町内河川に「非常に危険」が表示された場合 5：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、町域内に「非常に危険」が表示された場合 6：異常な漏水・侵食等が発見された場合 7：警戒レベル4（避難勧告）の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ※ ※3については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択する。 ※7については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。
警戒レベル4（避難指示（緊急））	1：大雨特別警報が発表された場合 2：大和川の板東観測所の水位が、氾濫危険水位（警戒レベル4水位）である4.10mを超えた状態で、指定河川洪水予報（気象庁）の水位予測により、堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 3：葛下川の上中観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 4：洪水警報の危険度分布（気象庁）で町内河川に「極めて危険」が表示された場合 5：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、町域内に「極めて危険」が表示された場合 6：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 7：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） 8：決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）
注意事項	●避難情報の発令にあたっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

※ 警戒レベル4の発令は避難勧告及び避難指示（緊急）であるが、王寺町では避難行動の曖昧さをなくすため、避難勧告の発令基準を満たした段階で、避難指示（緊急）を発令することとしている。

避難情報の判断基準（土砂災害の場合）

区分	判断基準
警戒レベル 3（避難準備・高齢者等避難開始）	●大雨警報（土砂災害）〔気象庁〕において、町域内に「警戒」（警戒レベル3相当）が表示された場合 ●数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ●大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）の「警戒」（警戒レベル3相当）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
警戒レベル 4（避難勧告）※	●土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）が発表された場合 ●大雨警報（土砂災害）〔気象庁〕において、町域内に「非常に危険」（警戒レベル4相当）が表示された場合 ●土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
警戒レベル 4（避難指示（緊急））	●土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）〔気象庁〕において、町域内に「極めて危険」（警戒レベル4相当）が表示された場合 ●土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ●避難情報による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合 ●土砂災害が発生した場合
注意事項	●避難情報の発令にあたっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●テックフォース（国土交通省緊急災害対策派遣隊）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。

※ 警戒レベル4の発令は避難勧告及び避難指示（緊急）であるが、王寺町では避難行動の曖昧さをなくすため、避難勧告の発令基準を満たした段階で、避難指示（緊急）を発令することとしている。

8 災害救助法関連

被害状況判定基準

分類	用語	被害程度の判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの。又は、死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となりかつ死亡の疑いのあるもの
	負傷者	重傷 災害のため負傷し、1か月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷 災害のため負傷し、1か月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物
	棟	一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取扱う。）
	全壊、全焼、又は流失	住家が滅失したもの（住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積が延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は主要構造部の被害額が時価の50%以上に達した程度のもの）
	半壊、又は半焼	住家の損壊がはなはだしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもの（損壊部分が延床面積の20%以上、70%未満のもの、又は主要構造部の被害額が時価の20%以上50%未満のもの）
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただしガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないもの
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの
非住家の被害	非住家	住家以外の建物（人が居住しているときは、当該部分は住家とする）
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
	非住家被害	非住家が全壊又は半壊の被害を受けたもの
田畑被害	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの
	冠水	植付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸

被害状況判定基準（続き）

分類	用語	被害程度の判定基準
その他	砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 条）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったもの
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設
	鉄道不通	列車等の運行が不能となった程度の被害
	被害船舶	ろ、かいのみで運行する舟以外の船で、船体が没し航行不能になったもの、流失し所在が不明になったもの、修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数
	り災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持することができなくなった全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯
	り 災 者	被災世帯の構成員
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設（農地、農業用施設、共同利用施設等）
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設（河川、砂防施設、道路、港湾、漁港等）
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設（庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設）
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害（ビニールハウス、農作物等）
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害（立木、苗木等）
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害（家畜、畜舎等）
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害（真珠、魚介、漁船等）
	商工被害	建物以外の商工被害（工業原材料、商品、生産機械器具等）

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表

救助の 種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の 設 置	災害により、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 一人1日当たり 330 円 (加算額) 冬季 (十月から三月まで) 別に定める額を加算 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。	災害発生 の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設 住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1 戸当たり 5,714,000 円以内 3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。	災害発生 の日から 20 日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,610,000 円以内とする。 2 福祉仮設住宅を建設型応急住宅として設置することができる。 3 供与期間 完成の日から建築基準法第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限まで 4 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供されなければならない
炊き出し その他に よる食品の 給 与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 1 人 1 日当たり 1,160 円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合 3 日分の支給可(大人、小人の区別なし)	災害発生 の日から 7 日以内	1 被災者が直ちに食することができる現物によるもの
飲料水の 供 給	現に飲料水を得ることができない者	水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費	災害発生 の日から 7 日以内	
被服、寝具 その他生活 必需品の 給 与 又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、損傷する等により使用することができ	1 夏季(4 月～9 月)、冬季(10 月～3 月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生 の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料を現物給付に限る

救助の 種 類	対 象	費用の限度額			期 間	備 考		
	ず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	区 分	1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以上 1 人増す ごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏 18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬 31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼	夏 6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
		床上 浸水	冬 10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
医 療	医療の途を失った者 (応急的措置)	1 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者による場合は、協定料金の額以内			災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上		
助 産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額			分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の 救 出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上賃又は購入費、修繕費、燃料費とし、当該地域における通常の実費			災害発生の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		
被災した 住宅の応急 修理	1 住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 595,000 円以内（半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円）			災害発生の日から 1 ヶ月以内			
生業に必要な資金の 貸与	1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯 2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、成業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者	1 生業費 一件当たり 30,000 円 2 就職支度費 一件当たり 15,000 円			災害発生の日から 1 ヶ月以内	1 供与期間 2 年以内 2 利子 無利子		

救助の 種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の 給 与	住家の全壊、全焼、 流失、半壊、半焼又は 床上浸水による喪失、 損傷等により学用品を 使用することができ ず、就学上支障のある 小学校児童、中学校生 徒及び高等学校等生徒	1 教科書代 ア 小学校児童及び中学校生 徒 教科書の発行に関する 臨時措置法第2条第1項に 規定する教科書及び教科書 以外の教材で、教育委員会 に届け出、又はその承認を 受けて使用するものを給与 するための実費 イ 高等学校等生徒 正規の授 業で使用する教材を給与す るための実費 2 文房具及び通学用品は、一 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500 円 中学生生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生 の日から (教科書) 1ヶ月以 内 (文房具及 び通学用 品) 15日以内	
埋 葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に埋 葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生 の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であ っても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあ り、かつ、各般の事情 により既に死亡してい ると推定される者	1 舟艇その他搜索のための機 械、器具等の借上費又は購入 費、修繕費、燃料費 2 当該地域における通常の実 費	災害発生 の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは 一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者 について、死体に関す る処理(埋葬を除く。)を する。	1 洗浄、縫合、消毒等の処 置：1体当たり3,500円以内 2 一時保存：一時収容するた めに既存建物を利用する場合 は当該施設の借上費について 通常の実費とし、既存建物 を利用できない場合は一体当 たり5,400円以内とする。	災害発生 の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの 購入費等が必要な場合は、当該地域 における通常の実費を加算できる。
障害物の 除去	居室、炊事場、玄関 等に障害物が運びこま れているため、生活に 支障をきたしている場 合で、自力では除去す ることができない者	1 世帯当たり 137,900円以内	災害発生 の日から 10日以内	
輸送費及び 賃金職員等 雇 上 費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理	当該地域における通常の実費	救助の実 施が認め られる期 間以内	

救助の 種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	7 救済用物資の整理 配分			
実費弁償	災害救助法施行令第4 条第1号から第4号ま でに規定する者	1 日当：救助に関する業務に従事した者に相当する県の一般職の職員の給与を考慮して定める額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の一般職の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して定める額。 2 時間外勤務手当：1の日当の額を基礎とし、県の一般職の職員との権衡を考慮して算定した額以内。 3 旅費：1の日当の額を基礎とし、県の一般職の職員との権衡を考慮して、県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例において定める額以内。	救助の実 施が認め られる期 間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定め る額
	災害救助法施行令第4 条第5号から第10号 までに規定する者	業者のその地域における慣行 料金による支出実績に、手数料 としてその百分の三の額を加算 した額以内	救助の実 施が認め られる期 間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定め る額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

「救助期間早見表」

1 日 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 日 20 日 1 ヶ月																															
		①災害にかかった者の救出						②避難所の設置 ③炊き出しその他による食品の給与 ④飲料水の供給																							
⑤埋葬 ⑥死体の搜索 ⑦死体の処理 ⑧被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ⑨障害物の除去																															
⑩助産（災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分娩した者で、助産を実施できる期間は、分娩した日から 7 日以内の期間）																															
⑪医療																															
⑫学用品の給与（文房具及び通学用品は 15 日以内、教科書は 1 ヶ月以内）																															
⑬応急仮設住宅の供与（着工）																															
⑭災害にかかった住宅の応急処理（完了）																															

9 協定関係

災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、奈良県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、奈良県内の全ての市町村が相互に協力すること並びに奈良県、奈良県市長会及び奈良県町村会が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- （2） 被災者の避難のための施設の提供及びあっせん
- （3） 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- （4） 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 被災市町村の長は、応援を要請しようとする場合には、応援の具体的な内容等を明らかにして電話等により奈良県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、奈良県市長会長、奈良県町村会長と協議のうえ、他の市町村の長に対して速やかに要請文書（様式第2号）により応援を要請する。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し後日文書を提出するものとする。

2 前項の規定により応援を受けた被災市町村の長は、知事及び応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書（様式第1号）を提出するものとする。

（応援の実施）

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援を実施する場合は、その内容を知事及び被災市町村の長に対し受諾文書（様式第3号）及び電話等により連絡し、応援を実施するものとする。

（自主応援）

第5条 市町村の長は、被災市町村の長又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被災市町村と連絡がとれないときや被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めたときは、自主的に被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づき応援を行うものとする。

2 前項による応援については、第3条第1項の規定による被災市町村の長から要請があったものとみなし、この協定を適用し、県に応援内容を応援実施報告書により（様式第4号）提出するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を受けた市町村で負担するものとする。ただし、被災市町村の情報収集に要する費用は、応援を行った市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁する暇がないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(連絡担当課等)

第7条 市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当課等を定めるものとする。

(情報の交換等)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報等を相互に共有するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定は、奈良県消防相互応援協定のほか、既に締結しているその他の災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

2 この協定に定めのない事項については、県及び市町村がその都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成27年2月20日から施行する。

2 この協定の成立は、県内全ての市町村長、市長会長及び町村会長の同意書をもって証する。

災害時における奈良県市町村相互応援に関する実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援職員の派遣等に関する経費の負担)

第2条 協定第2条第1号に規定する応援に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援業務に従事した職員(以下「応援職員」という。)に関する旅費及び諸手当は、応援市町村の職員について適用される条例等の規定に基づき算定される額を被災市町村が負担する。
- (2) 応援職員が、応援業務により負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合、若しくは障害の状態となった場合は、地方公務員災害賠償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、応援市町村が行うものとする。
- (3) 応援職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への出動又は帰路途上において生じたものについては応援市町村が賠償するものとする。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に要した費用については、その都度、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

(物資等の経費の負担)

第3条 協定第2条第3号に規定する応援に要した経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した被災市町村の負担とする。

- (1) 物資については、提供した当該物資の購入費及び輸送費
- (2) 資機材については、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(応援経費の請求)

第4条 前3条に定める経費の請求は、応援を行った市町村の長による請求書に関係書類を添付して、協定第7条に規定する連絡担当課等を経由して応援を受けた市町村の長に行うものとする。

(情報交換)

第5条 この協定が円滑に行えるよう、毎年一度は必要な資料を交換する。また、協定第8条の必要な情報については、次のとおりとする

- (1) 災害発生時の連絡窓口
- (2) 派遣可能な職種別職員の人数
- (3) 備蓄物資の保有状況
- (4) その他必要と考えられる事項

(その他)

第6条 この実施細目により難い事項及び定めのない事項については、その都度、県及び市町村が協議して定めるものとする。

阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定

（目的）

第1条 大阪府八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村及び柏原羽曳野藤井寺消防組合並びに奈良県五條市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、王寺町及び奈良県広域消防組合（以下「協定市町村等」という。）との林野火災に係る消防相互応援協定については、この協定に定めるところによる。

（応援）

第2条 協定市町村等は、境界を接する林野火災の防ぎよのため、次に掲げる方法により応援隊を派遣する。ただし、富田林市の非常備消防及び同市域に係るものを除く。

- (1) 消防機関が把握した情報により火災の発生を認知し、又は火災を発見した場合は、一隊を派遣するものとする。
- (2) 要請があった場合は、特別の事由がない限り、その要請隊数を派遣するものとする。
- (3) 前2号の規定による出動の後、応援隊の派遣がなお必要と認められる場合は、受援側の消防機関の長と応援側の消防機関の長と協議のうえ応援隊数を決定し、当該隊数を派遣するものとする。

（指揮）

第3条 応援隊の指揮は、次に掲げる方法による。

- (1) 受援側の消防機関の長が指揮するものとする。
 - (2) 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。
- 2 現地に応援隊が先着した場合は、第1項の規定にかかわらず、受援側の指揮者が到着するまでの間は、応援隊の長が指揮するものとする。

（経費負担）

第4条 応援に要した経費は、次によって負担する。

- (1) 応援側において負担するもの

ア 応援隊員の災害補償費及び消防賞じゅつ金

イ 応援隊員の応援出場から帰着までの間における交通事故によって、応援隊員又は第三者に与えた死傷及び物損に伴う諸経費

ウ 人件費、被服費及び雑費

エ 車両の燃料費

オ 消防機械器具の修理が5万円以内のもの

- (2) 受援側において負担するもの

ア 消火に要した薬剤等の実費

イ 前号オに定める破損の程度を超える消防機械器具の修理費。ただし、破損の原因が応援隊の重大な過失によるものを除く。

ウ 建築物、工作物、土地等に対する補償費

エ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料費及び食糧費

2 前項以外の経費の負担区分については、協定市町村等が協議のうえ、決定するものとする。

(この協定に定めない事項等)

第5条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、協定市町村等において協議のうえ、決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成26年4月1日から実施する。

2 阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定（平成16年締結）は、廃止する。

奈良県水道災害相互応援に関する協定

東南海・南海地震の発生が危惧されており、地震、異常湧水、その他の水道災害時に、飲料水の供給、水道施設の復旧を迅速かつ円滑に実施するため、県が中心となり関係機関（県、県内 47 市町村、日本水道協会奈良県支部、奈良県簡易水道協会）と協議を進めてきたが、このたび合意が得られたので「奈良県水道災害相互応援に関する協定」を締結した。

記

1. 締結・適用日 平成 15 年 6 月 2 日
2. 締 結 者 知事、市町村長、日本水道協会奈良支部長、奈良県簡易水道協会長
(50 団体)
3. 協定の概要
 - (1) 趣 旨 県内及び他の都道府県における水道災害時に相互応援活動について必要な事項を定める。
 - (2) 相互応援体制 県内を 6 ブロックに分け、各ブロックに代表市町村を置く。代表市町村は、保健所所在市町村とする。
 - (3) 水道災害対策連絡会議 平常時の情報交換、資料収集を行うため、水道災害対策連絡会議を設置する。事務局は県生活衛生課が担当する。
 - (4) 水道災害対策本部 相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を奈良県水道災害対策本部に改組する。
 - (5) 応 援 内 容 応急給水作業、応急復旧工事、応急対策に必要な資機材、車両等の搬出、工事業者の斡旋等。
 - (6) 応援要請手続 ブロックの代表市町村又は副代表市町村を通じ、応援要請書により県又は日水協支部に要請する。いとまがない場合は、電話等により要請する。
 - (7) 物資等の携行 応援する団体は、派遣する職員に給水用具、テント等を携帯させる。
 - (8) 訓 練 必要に応じて訓練を実施する。
 - (9) 費 用 負 担 応援に要した経費は、原則として、応援を要請した団体が負担する。

4. 今後の取り組み

水道災害対策連絡会議を開催し、相互応援体制の整備、災害対策に関する情報交換を行う。

災害発生時における日本水道協会関西支部地方支部内の相互応援に関する協定

日本水道協会関西支部（以下「地方支部」という。）は、水道事業における災害対策の重要性に鑑み、地方支部区域内の会員の経営する水道事業において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて会員相互が円滑かつ迅速な応援活動を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、飲料水の供給、施設の応援復旧等に必要な物資の提供その他の必要な事項について、日本水道協会関西支部地方支部長（以下「地方支部長」という。）、日本水道協会大阪支部長、京都府支部長、兵庫県支部長、奈良県支部長、滋賀県支部長及び和歌山県支部長（以下「府県支部長」という。）の間で、この協定を締結する。

第1章 平常時の活動

（用語）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

（地方支部長の活動）

第2条 地方支部長は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において府県支部長との情報交換及び連絡調整を行う。

（府県支部長の活動）

第3条 府県支部長は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において日本水道協会大阪支部、京都府支部、兵庫県支部、奈良県支部、滋賀県支部及び和歌山県支部（以下「府県支部」という。）のうち、その府県支部長が属する府県支部の区域内の日本水道協会の会員（以下「府県支部内会員」という。）並びに地方支部長との情報交換及び連絡調整を行う。

（連絡担当部課等の指定）

第4条 地方支部長及び府県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者（以下「連絡担当部課等」という。）を定める。

（連絡担当部課等に関する情報の交換）

第5条 連絡担当部課等に関する情報は、様式1による連絡表により、毎年6月末日までに交換する。

2 府県支部長は、前項の規定による連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

3 地方支部長及び府県支部長は、その連絡担当責任者で構成する協議会を設け、情報の交換を行う。

(応援幹事支部長の指定)

第6条 地方支部区域内の社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）の会員（以下「地方支部内会員」という。）の経営する水道事業において災害が発生し、その地方支部内会員が属する府県支部の長の活動を補佐する応援幹事支部長を、別表1のとおり定める。

(地震発生時における応援活動体制等)

第7条 地震発生時における相互応援の円滑な実施を図るため、応援活動等に関する体制及びその設置基準を、別表2のとおり定める。

(物資等の調達)

第8条 地方支部長及び府県支部長は、災害発生時における必要物資の相互融通及び相互応援の円滑な実施を図るため、防災関係物資の備蓄状況及び災害発生直後に応援活動に従事できる職員に関する調査を実施する。

2 前項の規定による調査の結果は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に掲げる様式により集約し、毎年6月末日までに交換する。

(1) 防災関係物資の備蓄状況 様式2

(2) 災害発生直後に応援活動に従事できる職員 様式3

3 府県支部長は、前項の規定により集約した調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

(物資の相互保管体制)

第9条 地方支部長及び府県支部長は、防災関係物資の備蓄体制を拡充するため、災害発生時における必要物資を相互に保管できる体制の確立に努める。

(調達可能な物資の調査)

第10条 地方支部長及び府県支部長は、常に、災害発生時において調達できる物資に関する調査の実施に努める。

(物資の規格の統一等)

第11条 防災関係物資については、必要に応じて規格の統一化に努めるとともに、その備蓄について十分に配慮する。

(施設等の状況に関する情報の把握)

第12条 府県支部長は、災害発生時における相互応援の円滑な実施に必要な事前情報を収集及び管理するため、当該府県支部内会員の経営する水道事業に関する防災関係施設の状況を把握するよう努める。

2 前項の規定により把握すべき防災関係施設は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 水道施設の位置

(2) 災害発生時における応急給水の予定場所

(3) 使用している資機材の規格

(4) その他必要な防災関係施設の状況

(応急対策マニュアルの把握)

第 13 条 府県支部長は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、地域防災計画（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画をいう。）に基づく府県支部内会員の災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの把握に努める。

第 2 章 災害発生時の活動

(地方支部内長の活動)

第 14 条 地方支部長は、災害を受けた会員が属する府県支部の長又は応援幹事支部長との連絡調整に基づき、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地方支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- (2) 応援要請の伝達に関する府県支部長との連絡調整
- (3) 応援本部の設置
- (4) 応援本部員の派遣
- (5) 国、府県、日本水道協会本部その他関係機関との連絡調整
- (6) その他災害発生時において必要な業務

(府県支部長の活動)

第 15 条 府県支部長は、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- (2) 応援要請の伝達に関する地方支部長との連絡調整
- (3) その他災害発生時において必要な業務

(連絡担当部課間の情報交換)

第 16 条 地方支部長及び府県支部長は、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、連絡担当部課等を通じ、速やかに必要な情報を相互に交換する。

(応援幹事支部長の活動)

第 17 条 応援幹事支部長は、第 6 条の規定により、災害を受けた府県支部の長と連携し、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- (2) 応援要請の伝達その他地方支部長との連絡調整
- (3) 応援本部員の派遣
- (4) その他災害発生時において必要な業務

(被害状況の早期把握)

第 18 条 府県支部長及び応援幹事支部長は、災害発生後、直ちにそれぞれの活動の対象となる府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況を把握するよう努め、地方支部長に連絡する。この場合において、情報通信手段が途絶しているときは、応援幹事支部長は、必要に応じて地方支部長と調整の上、被災した府県支部の区域内に出動する。

(応援要請の実施)

第 19 条 府県支部長は、災害を受けた府県支部内会員から応援要請があり、当該府県支部内での対応が困難と認められるときは、地方支部長に対し、他の府県支部内会員への応援要請を伝達することができる。

2 府県支部長が災害を受け、前項の規定による府県支部長の応援要請が困難と認められるときは、応援幹事支部長が、応援要請の伝達を代行することができる。

3 第 1 項又は前項の規定による応援要請の伝達にあたっては、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする応援活動の内容
- (3) 必要とする物資の品目及び数量
- (4) 必要とする応援要員
- (5) 応援活動の場所及びその場所への経路
- (6) 応援活動の期間
- (7) その他応援活動に必要な事項

4 第 1 項又は第 2 項の規定による応援要請は、口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに文書を送付する。

(応援要請への対応)

第 20 条 前条の規定による応援要請を受けた地方支部長は、国、府県、日本水道協会本部その他関係機関と協議の上、応援を要請した地方支部内会員に代って、直ちに他の府県支部長に対して応援要請を伝達する。

2 地方支部長は、地方支部内での対応が困難と認めるときは、日本水道協会本部に対して応援要請の伝達を行う。

3 第 1 項の規定により応援要請の伝達を受けた府県支部は、できる限りこれに応じ、救援に努める。

(応援本部の設置)

第 21 条 地方支部長は、災害を受けた府県支部内会員の市町村（以下「被災市町村」という。）に法第 23 条の規定による災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、府県、日本水道協会本部その他関係機関と協議の上、応援活動に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができる。

2 前項の規定による応援本部は、被災市町村の依頼により、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 被災市町村との情報交換及び連絡調整
- (2) 国、府県、日本水道協会本部その他関係機関との情報交換及び連絡調整
- (3) 応援受入体制の交換
- (4) その他応援活動に必要な業務

3 前項各号に掲げる業務は、地方支部長が総括する。

4 第 1 項の規定により応援本部を設置した場合、地方支部長及び応援幹事支部長は、応援本部員を派遣し、被災市町村の依頼に基づき円滑な応援活動の実施に努める。

(応援本部の解散)

第 22 条 被災市町村に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、被災市町村の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐ。

2 前条第 4 項の規定により派遣された応援本部員は、前項の規定による引継ぎがあった場合において、災害対策本部から引き続き協力の要請があったときは、できる限りこれに応じる。

第 3 章 補 則

(指 針)

第 23 条 地方支部長は、この協定の実施に関して必要な指針を別に定める。

2 地方支部長は、前項の規定による指針により、応援活動に関する地方支部内会員相互間の調整に努める。

(実施細目)

第 24 条 この協定の実施に関して必要な細目事項は、別に協議して定める。

(協 議)

第 25 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

附 則

第 26 条 この協定は、平成 9 年 7 月 10 日から適用する。

この協定の成立を証するため本書 7 通を作成し、各府県支部長が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 9 年 7 月 10 日

日本水道協会関西地方支部長	大阪市長
日本水道協会大阪府支部長	豊中市長
日本水道協会京都府支部長	舞鶴市長
日本水道協会兵庫県支部長	川西市長
日本水道協会奈良県支部長	奈良市長
日本水道協会滋賀県支部長	大津市長
日本水道協会和歌山県支部長	和歌山市長

奈良県 災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書

(趣旨等)

第1条 この協定は、災害の発生時に、奈良県（以下「県」という。）並びに県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、県内で発生した災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定は、県及び別表1に掲げる市町村等の相互間において締結するものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物等」とは、地震、豪雨等による大規模な災害の発生により生じた災害廃棄物及び被災した市町村等による処理が困難と認められる廃棄物のことをいう。

2 この協定において「支援要請市町村」とは、災害廃棄物等の処理に支障が生じ、県及び市町村等に支援の要請を行う市町村等をいう。

3 この協定において「支援市町村」とは、支援要請市町村からの支援要請を受けて支援を行う市町村等をいう。

(支援要請)

第3条 市町村等は、災害廃棄物等の処理に支障が生じた場合、県に支援を要請することができる。県は要請を受け、広域的な支援を調整することとし、支援を要請された市町村等は、可能な限りこれに応じるものとする。

2 支援要請市町村は、次に掲げる事項を明確にし、県に、できる限り速やかに、「大規模災害時における災害廃棄物等の処理等支援要請書」（様式第1号）を提出するものとする。この要請書の提出については使用可能な伝達手段によることとし、提出するいとまがないときは、口頭、電話等により県に対し必要な調整を求め、その後、速やかに、県に提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、災害廃棄物等の発生状況
- (2) 支援を必要とする災害廃棄物等の性状、処理量等
- (3) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- (4) 処理を行う災害廃棄物等の場所及び期間
- (5) その他必要な事項
- (6) 連絡責任者

3 第1項の規定は、被災した市町村等が、他の市町村等に直接支援を要請することを妨げるものではない。この場合において、直接支援を要請した市町村等は、その旨を県に報告するものとする。また、緊急に支援を行う必要があると認めた市町村等は、自主的に支援を行うことができるものとする。この場合においても、支援を行う市町村等は、その旨を県に報告するものとする。

(支援業務)

第4条 県は、災害発生時の広域的支援として、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 災害発生後、速やかに、県内の廃棄物処理施設等の被害状況、災害廃棄物等の発生状況を調査し把握する。
- (2) 支援要請市町村からの要請を受け、被害状況や災害廃棄物等の発生状況等を確認の上、被害を受けていない市町村等と調整し、「大規模災害時における災害廃棄物等の処理等の協力要請書」(様式第2号)により、支援を要請するものとする。
- (3) 必要に応じて、「奈良県地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づき、別表2に定める関係団体に支援を要請し、民間事業者の協力確保を図るものとする。
- (4) 県内で適切な災害廃棄物等の処理が困難な場合には、他府県及び国に支援を要請し調整を図るものとする。

2 支援市町村は、その処理能力等に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理(収集、運搬、破砕、焼却、埋立等)
- (2) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供
- (3) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の処理に関し必要な行為

(本部体制)

第5条 県は、災害廃棄物等の広域的処理が必要となった段階から、情報の一元管理、指示系統の統括等を行うため、奈良県災害廃棄物等処理対策本部(以下「本部」という。)を設置する。本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部長及び副本部長を置き、本部長は県くらし創造部景観・環境局長を、副本部長は県くらし創造部景観・環境局次長をもって充てる。
- (2) 本部の構成員は、本部長が指名する者をもって構成する。

2 奈良県地域防災計画で規定する奈良県災害対策本部が設置されたときは、本部は、奈良県災害対策本部のもとに連携を密にして、第4条第1項に掲げる業務を行うこととする。

3 災害廃棄物等の発生が局所的で、本部の設置を必要としないと判断される場合には、本部は設置しないこととし、県くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課の所管業務として第4条第1項に掲げる業務を行うこととする。

(処理計画等)

第6条 支援要請市町村は、県による支援市町村、関係団体とのマッチングの支援を受けたときは、できる限り速やかに、第3条第2項各号の事項を記載した災害廃棄物等処理計画(以下「処理計画」という。)を作成し、県に報告するものとする。

2 処理計画の作成にあたって、県は、支援要請市町村からの要請に応じて、支援市町村との調整や技術的な支援等を行うものとする。

3 支援要請市町村は、処理計画に基づき、支援市町村等と個別に委託契約等を締結するものとする。

(経費負担)

第7条 支援に要する経費は、原則として、支援要請市町村が負担するものとし、支援市町村に支払うものとする。

2 その費用は、原則として、支援市町村の単価によることとし、当事者間で協議の上、決定するものとする。

3 関係団体及び市町村等の調整等により選定する民間事業者にかかる契約方法や単価設定については、別途、関係者が協議の上、決定するものとする。

(施設能力等の事前把握)

第8条 県は、災害時における相互支援の迅速かつ円滑な実施を確保するため、通常時から、市町村等の施設の処理能力など次に掲げる事項等について、把握、整理するため、原則、年一回（年度当初）調査をすることとし、市町村等はこれに協力するものとする。

- (1) 支援可能な処理内容、規模
- (2) 提供可能な資機材等
- (3) 職員派遣の可否（人数）
- (4) 組織、連絡体制
- (5) 支援にあたっての課題等

(補足)

第9条 この協定に定めのない事項については、県及び関係する市町村等がその都度協議して定めるものとする。

(同意書)

第10条 この協定の成立は、別表1に掲げる市町村等の長の同意書（様式第3号）をもって証する。

2 この協定の成立の時に同意書を提出していない市町村等は、その後同意書を県に提出して、この協定に参加することができる。

附 則

(県組織の変更)

第1条 県組織の変更が生じた場合は、この協定書の第5条第1項に規定する本部長は、変更後の組織の廃棄物対策を所管する課が属する部局の長を、又、副本部長は、変更後の同部局の次長を充てるものとする。また、第5条第3項に規定する組織については、変更後の組織の廃棄物対策を所管する課が行うこととする。

(施行期日)

第2条 この協定は、平成24年8月1日から実施する。

別表 1（第 1 条、第 10 条関係）

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、奈良県葛城地区清掃事務組合、宇陀衛生一部事務組合、上下北山衛生一部事務組合、香芝・王寺環境施設組合、吉野広域行政組合、山辺環境衛生組合、南和広域衛生組合、東宇陀環境衛生組合

別表 2（第 4 条関係）

社団法人奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、奈良県解体工事業協会、社団法人奈良県建設業協会

王寺町災害時応援協定締結事業所

N o	種別	相手方名	所在地	支援内容	締結日
1	自治体支援	柏原市（大阪府）	大阪府柏原市安堂町 1-55	生活物資（食糧・日用品） 職員派遣、資機材の提供	H28. 3. 15
2		河内長野市（大阪府）	大阪府河内長野市原町 1-1-1	生活物資（食糧・日用品） 職員派遣、資機材の提供 被災者の受入施設の提供	H29. 9. 29
3		湖南市（滋賀県）	滋賀県湖南市中央 1-1	生活物資（食糧・日用品） 職員派遣、資機材の提供 被災者の受入施設の提供 避難訓練の実施	H30. 8. 1
4		熊取町（大阪府）	大阪府泉南郡熊取町野田 1-1-1	生活物資（食糧・日用品） 職員派遣、資機材の提供 被災者の受入施設の提供 避難訓練の実施	R1. 6. 18
5	業務支援	王寺町建設業協会	（代表）王寺町元町 3-2790 株式会社楠本工務店	応急復旧 建設機械、資材提供 情報収集、報告	H19. 10. 15
6		奈良県電気工業組合	（組合本部） 奈良市三条桧町 29-3	応急復旧（電気工事）	H21. 7. 7
7		大阪ガス株式会社	大阪府東大阪市稲葉 2-3-17	情報提供（HP 掲載）	H31. 3. 15
				活動拠点の使用	H31. 3. 27
8		日本ドローンビジネスサポート協会 ソラカケ株式会社	岡山市東区政津 255-2 天理市櫛本町 2613-1 シャープ株式会社 天理事業所 B 棟 2 階	情報収集、報告（ドローンによる協力）	H31. 4. 11
9		奈良県行政書士会	奈良市高天町 10-1 T. T. ビル 3 階	窓口対応（罹災証明書や行政相談）	R1. 12. 20
10	株式会社建設技術研究所	大阪府中央区道修町 1-6-7	防災システム構築・提供 （災害情報の一元化）	R2. 9. 15	

N o	種別	相手方名	所在地	支援内容	締結日
11	物資支援	株式会社マツシタ	王寺町畠田 7-9-5	仮設トイレ	H21. 5. 15
12		株式会社八百彦商店	王寺町畠田 5-2-19	生活物資（食糧・日用品）	H21. 5. 15
13		株式会社あずま	奈良市三条大路 1-10-33	食料品（宅配）	H21. 5. 15
14		森口商店	王寺町畠田 3-1-3	資機材	H21. 5. 15
15		市民生活協同組合 ならコープ	奈良市恋の窪 1-2-2	生活物資（食糧・日用品）	H25. 7. 2
16		J パックス株式会社	大阪府八尾市太子堂 2-5-38	段ボール製 簡易ベット、間 仕切り等	H25. 7. 26
17		セッツカートン株式 会社	兵庫県伊丹市東有岡 5-33	段ボール製 簡易ベット、 間仕切り等	H25. 7. 26
18		ホームセンターコー ナン王寺店（コーナ ン商事株式会社）	王寺町元町 2-2835	資機材・生活物資（日用品）	H30. 8. 16
19		スギ薬局奈良王寺店 （株式会社スギ薬局）	王寺町王寺 2-2-20	物資（医薬品、日用品）	H30. 12. 10
20		株式会社ひだまり工 房	王寺町久度 1-10-24	福祉用具等物資供給（レン タル・販売）	H31. 4. 11
21	避難者受入れ	奈良県立王寺工業高 等学校	王寺町本町 3-6-1	施設提供（指定避難所）	H27. 5. 26
22		学校法人西大和学園 （白鳳短期大学）	河合町大字薬井 295 （王寺町葛下 1-7-17）	施設提供（指定緊急避難場 所・指定避難所）	H27. 6. 8
23		特別養護老人ホーム てんとう虫（社会福 祉法人博寿会）	王寺町畠田 8-1507	施設提供（福祉避難所） 高齢者・要支援者の受入れ	H30. 8. 20
24		ニチアス株式会社王 寺工場	王寺町王寺 3-2-46	施設一部提供	R3. 3. 24

10 様式関係

被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報）

市町村名 (消防(局)本部名)		被害情報の 有 無 (いずれかに ○を)	有 り ・ 無 し
課(室)名			
報告者名			
災 害 名 報告番号	災害名		
	第 報 (月 日 時 分現在)		

◎被害情報がない場合も必ず報告してください。
◎第1報は県からの依頼後速やかに、第2報以降は県から求める時刻までに必ず報告願います

1 被害の状況（被害が発生した場合は、必ず被害状況詳細報告（別紙1）を添付してください）

区 分		件 数	摘 要	
人的被害	死 者	人		
	行方不明者	人	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者について記入	
	負傷者	重傷	人	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者について記入
		軽傷	人	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者について記入
住家被害	全 壊	棟	損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの	
	半 壊	棟	損壊が甚だしいが、補修すれば再使用できる程度のもの	
	一部破損	棟	全壊及び半壊にはいたらない住家の破損で、補修を要するものについて記入（ガラス数枚程度の被害を除く）	
	床上浸水	棟	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊に該当しないが土砂等のたい積により一時的に居住できないものについて記入	
	床下浸水	棟	床上浸水にいたらない程度に浸水したものについて記入	
非住家被害	公共の建物	棟	公用又は公共の用に供する建物が、全壊又は半壊したものについて記入（例）役場庁舎、公民館、公立保育園	
	その他	棟	公共用以外の建物が全壊又は半壊したものについて記入（例）倉庫、車庫、工場、事務所	
その他被害	文教施設	棟	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園における教育の用に供する施設が被害を受けたもの（一部破損、浸水を含む）について記入	
	病 院	棟	病院（診療所を除く）が被害を受けたもの（一部破損、浸水を含む）について記入	
	道 路	箇所	市町村道（橋りょうを除く）が、土石崩落、路面陥没、路肩崩壊等により通行規制を行ったものについて記入	
	橋りょう	箇所	市町村道の橋りょう（橋長2m以上）が損壊し、通行規制を行ったものについて記入	
	崖くずれ	箇所	崖くずれ、地すべり、土石流により人的被害、建物被害、又は市町村道に道路被害が発生したものについて記入	
	水 道	戸	上水道又は簡易水道の報告時点における断水戸数を記入	
(地震の場合のみ) 火災被害	建 物	件		
	危険物	件	高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故	
	その他	件		
119番通報件数		件	震度6弱以上の地震の場合に記入	
上記以外※				

※田畑の冠水面積等、上記以外で奈良県地域防災計画に定める第4号様式（その2）に掲げる項目の被害状況が判明している場合は記入してください。

2 避難の状況（該当がある場合は、必ず避難状況詳細報告（別紙2）を添付してください）

該当の有無 (いずれかに○を)	有 り ・ 無 し
-----------------	-----------

3 市町村災害対策本部の設置状況（災害対策基本法に基づく、市町村長を長とした災害対策本部を設置した場合のみ記入してください）

名 称		設 置	月 日 時 分
		廃 止	月 日 時 分

(注) 災害確定報告については、奈良県地域防災計画に定める第4号様式（その2）によりご報告願います。

別紙 1 被害状況詳細報告

市町村名（消防（局）本部名）：_____

月 日 時 分現在

1 人的被害の状況

被害区分	発生日時	発生場所(地区名)	年齢	性別	被災状況	
重傷	9日 8:30	王寺町△△	34	男	住家を補修中に2階から落下し、右大腿骨骨折	(記入例)

※被害区分には「死亡」、「行方不明」、「重傷」、「軽傷」の別を記入

※死亡の場合は、被災状況欄に死亡日時を記入

2 建物被害の状況 ※地図を添付してください

建物区分	被害区分	発生日時	所在地(地区名)	施設名又は用途	原因、及び被害の状況	
住家	一部破損	9日 8:30	王寺町△△	住家	台風の風で、屋根の一部がめくれあがった	(記入例)

※建物区分には「住家」、「公共建物」、「文教施設」、「病院」、「その他」の別を記入

※被害区分には「全壊」、「半壊」、「一部破損」、「床上」、「床下」の別を記入

3 道路・橋りょう被害の状況 ※地図を添付してください

発生場所(地区名)	発生日時	路線名	被害区分	通行規制の規模(延長)	現在の状況(通行規制、復旧状況)	
〇〇町〇丁目	9日 8:30	町道〇〇線	土石崩落	1.5km	9日9:00より通行規制→現在復旧中	(記入例)

※被害区分には「土石崩落」、「路面陥没」、「路肩崩壊」、「落橋」等を記入

4 崖くずれ等土砂災害の状況 ※地図を添付してください

発生場所(地区名)	発生日時	規模(幅×高さ)	崖くずれ等に伴う人的、建物又は道路被害の状況
	日 :		

別紙 2 - 1 避難の状況

市町村名

月 日 時 分現在

1 避難世帯数・避難者数

避難世帯数	避難者数
世帯	人 …①

2 避難先（各避難所の状況） ※避難者の有無にかかわらず、開設済みの避難所は全て記入してください。

避難所名	避難世帯数	避難者数	摘　要
か所			…②

※ ①と②は一致

別紙 2 - 2 避難指示（緊急）等の発令状況

市町村名 _____
月 日 時 分現在

1 避難指示（緊急）

対象地区	対象世帯数	対象人数	発令日時	解除日時	(記入例)
〇〇町〇丁目	15	55	〇日 15:00		
計					

2 避難勧告

対象地区	対象世帯数	対象人数	発令日時	解除日時
計				

3 避難準備・高齢者等避難開始

対象地区	対象世帯数	対象人数	発令日時	解除日時
計				

第 2 号様式 （特定の事故）

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域
域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()
発生場所	
事業所名	特別防災区域 [レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他]
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)
消防覚知方法	発見日時 月 日 時 分 鎮火日時 (処理完了) 月 日 時 分
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI 等 7. その他 ()
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧ガス施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()
施設の概要	危険物施設の区分
事故の概要	
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者等 人 (人) 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 傷 人 (人)
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	出場機関 出場人数 出場資機材 事業所 自衛防災組織 共同防災組織 その他 消防本部 (署) 消防団 海上保安庁 自衛隊 その他 警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第 4 号様式（その 1）

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時		月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死 者	人	不 明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第 4 号様式 （その 2）

（被害状況即報）

市町村名						区 分			被 害		
災害名 ・ 報告番号			災害名 第 報 (月 日 時現在)			そ の 他	田	流失・埋没	ha		
								冠 水	ha		
	畑	流失・埋没	ha								
		冠 水	ha								
報告者名							文 教 施 設		箇所		
							病 院		箇所		
							道 路		箇所		
区 分			被 害				橋 り よ う		箇所		
人的被害	死 者		人				河 川		箇所		
	行方不明者		人				港 湾		箇所		
	負傷者	重 傷	人				砂 防		箇所		
		軽 傷	人				清 掃 施 設		箇所		
住家被害	全 壊		棟				崖 く ず れ		箇所		
			世帯				鉄 道 不 通		箇所		
			人				被 害 船 舶		箇所		
	半 壊		棟				水 道		戸		
			世帯				電 話		回線		
			人				電 気		戸		
	一 部 破 損		棟				ガ ス		戸		
			世帯				ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		
			人								
	床 上 浸 水		棟				り 災 世 帯 数		世帯		
			世帯				り 災 者 数		人		
			人								
	床 下 浸 水		棟				火災発生	建 物		件	
			世帯					危 険 物		件	
			人					そ の 他		件	
	非住家	公共の建物		棟							
そ の 他		棟									

第4号様式 (その2) (続き)

区 分		被 害	市 本 町 部 村 の 災 設 害 置 対 状 策 況	名 称	
公 共 文 教 施 設		千円			
農 林 水 産 業 施 設		千円		設 置	
公 共 土 木 建 設		千円		解 散	
その他の公共施設		千円		※災害対策本部については、市町村長を長とした災害対策基本法に基づくものを設置した場合のみ記入すること。	
小 計		千円			
そ の 他	農 業 被 害	千円		【住民避難の状況】	
	林 業 被 害	千円		地区名	
	畜 産 被 害	千円		世帯数、人数	
	水 産 被 害	千円		種別（避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備情報、自主避難）	
	商 工 被 害	千円			
				原因 発令時刻 解除時刻 避難場所 （詳細については避難勧告・避難指示（緊急）状況報告書に記入）	
	そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数	人
備 考	災害発生場所 災害発生日時 災害の種類概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・避難勧告・避難指示（緊急）の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、救援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ボランティアセンターの設置状況（設置の有無及び設置場所等） ・ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等） ・その他関連事項				

※ 1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

第 3 号様式「災害年報（県提出用）」

市町村名

区分	災 害 名							計
	発 生 年 月 日							
人的被害	死 者		人					
	行方不明者		人					
	負傷者	重 症	人					
		軽 症	人					
住家被害	全 壊		棟					
			世帯					
			人					
	半 壊		棟					
			世帯					
			人					
	一部損壊		棟					
			世帯					
			人					
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
床下浸水		棟						
		世帯						
		人						
非住家	公共建物		棟					
	その他		棟					
その他の	田	流失・冠水	ha					
		流失・冠水	ha					
	畑	流失・冠水	ha					
		流失・冠水	ha					
	学 校		箇所					
	病 院		箇所					
	道 路		箇所					
	橋りょう		箇所					
	河 川		箇所					
	港 湾		箇所					
	砂 防		箇所					
	清掃施設		箇所					
	崖くずれ		箇所					
	鉄道不通		箇所					
	被害船舶		隻					
	水 道		戸					

第3号様式「災害年報（県提出用）」（続き）

市町村名

区分	災 害 名							計
	発 生 年 月 日							
	電 話	回線						
	電 気	戸						
	ガ ス	戸						
その他	ﾌﾞﾛｯｸ塀等	箇所						
火災発生	全 壊	件						
	危 険 物	件						
	そ の 他	件						
り災世帯数		世帯						
り 災 者 数		人						
公立文教施設		千円	()	()	()	()	()	()
農林水産業施設		千円	()	()	()	()	()	()
公共土木施設		千円	()	()	()	()	()	()
その他の公共施設		千円	()	()	()	()	()	()
小 計		千円	()	()	()	()	()	()
その他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円						
被 害 総 額		千円						
市 町 村 災害対策 本 部	設置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
消防職員出動延人数								
消防団員出動延人数								

王寺町地域防災計画

発行日	令和3（2021）年3月
発行・編集	王寺町防災会議 （王寺町危機管理室）
	〒636-8511 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目1番23号
電話	0745-73-2001
ファックス	0745-32-6447
E-mail	yawaragi@town.oji.nara.jp
